

平成21年（2009年）紀北町3月定例会会議録

第 6 号

招集年月日 平成21年3月5日（木）

招集の場所 紀北町本庁舎議会議場

開 会 平成21年3月24日（火）

2番	中村健之	3番	近澤チヅル
4番	家崎仁行	5番	川端龍雄
6番	北村博司	7番	玉津 充
8番	尾上壽一	9番	平野倅規
10番	岩見雅夫	11番	入江康仁
12番	平野隆久	13番	島本昌幸
14番	中本 衛	15番	中津畑正量
16番	東 澄代	17番	松永征也
18番	垣内唯好	19番	奥村武生
20番	東 清剛	21番	谷 節夫
22番	世古勝彦		

不応招議員

1番 東 篤布

地方自治法第 121条の規定により説明の為議会に出席した者の職氏名

町 長	奥山始郎	副 町 長	紀平 勉
収 入 役	川端清司	総 務 課 長	川合誠一
財 政 課 長	塩崎剛尚	危機管理課長	中原幹夫
企 画 課 長	中場 幹	税 務 課 長	平谷卓也
住 民 課 長	谷口房夫	福祉保健課長	五味 啓
環境管理課長	倉崎全生	産業振興課長	中村高則
建 設 課 長	山本善久	水 道 課 長	村島成幸
出 納 室 長	長野季樹	紀伊長島総合支所長	橋本樹徳
教育委員長	喜多 健	教 育 長	小倉 肇
学校教育課長	世古雅則	生涯学習課長	家崎英寿
監 査 委 員	佐野耕造		

職務の為出席者

事 務 局 長	中野直文	書 記	脇 俊明
書 記	上野隆志	総務課長補佐	工門利弘

提出議案 別紙のとおり

会議録署名議員

17番 松永征也	18番 垣内唯好
----------	----------

議事の顛末 左記のとおりを記載する。

(午前 9時 30分)

川端龍雄議長

皆さん、おはようございます。

定刻に達しましたので開会いたします。

ただいまの出席議員は21名でありまして、定足数に達しております。

なお、1番 東篤布君より、風邪のための欠席との連絡を受けておりますので、報告いたします。

川端龍雄議長

これから本日の会議を開きます。

川端龍雄議長

日程に入る前、ここで第2日の議案の質疑において、答弁保留となっていた部分について、町長より報告の申し出がありましたので、許可することといたします。

奥山町長。

奥山始郎町長

おはようございます。それでは早速ですが、3月6日の本会議において、北村議員並びに入江議員らの町有財産管理にかかるとご指摘で、定例会の会期中に調査するとお約束した件について、ご報告いたします。

昭和48年に旧紀伊長島町の主催により開催された、紀伊長島彫刻シンポジウムについては、作者への応募規定で作品の最終的な所有権、著作権は、主催者に帰属するものとする明示されていることから、現時点でもその所有権は、当然紀北町にあると認識しております。

ただし、その管理台帳が不備であったことは反省し、担当課にその調査と台帳整備を至急行うよう指示を行ったところでございます。これによりまして、紀北町の所有権を保全するため、彫刻の管理台帳を新たに作成いたしました。県営公園に設置され、県の公園管理台帳に記載があることにつきましては、設置場所を提供している公園管理上の必要性からであって、所有権は紀北町にあることを県と双方で確認をいたしました。そのうえで県の管理台帳に所有権は紀北町にあることの記述を加えました。

また、片上地内の民間施設にある作品につきましても、所有権は紀北町にあり、設置場所の

提供であることを施設の代表者と確認をいたしました。議員、ご指摘のとおり彫刻シンポジウムの作品は町の貴重な文化的財産でございます。今後におきましても適正に管理を行う考えでございますので、ご理解いただきますようお願い申し上げます。以上でございます。

川端龍雄議長

以上で、答弁保留の部分についての報告を終わります。

ただいまの報告については、了承することとしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ声あり)

川端龍雄議長

異議なしと認め、了承することといたします。

川端龍雄議長

それでは議事を進めます。

本日の日程につきましては、お手元に配布いたしました議事日程表のとおりであります。

それでは、議事日程表を朗読させます。

中野議会事務局長。

中野直文議会事務局長

(会期日程・議事日程朗読)

川端龍雄議長

それでは、日程に従い、議事に入ります。

日程第1

川端龍雄議長

日程第1 会議録署名議員の指名を行います。

会議規則第119条の規定に基づき、本日の会議録署名議員に、

17番 松永征也君

18番 垣内唯好君

のご両名を指名いたします。

日程第 2

川端龍雄議長

次に、日程第 2 委員長報告を行います。

それでは、本定例会において各常任委員会に付託され、審査を行った案件について、各常任委員長から審査の経過と結果についてのご報告を求めます。

まず、総務財政常任委員長 北村博司君。

総務財政常任委員長 北村博司議員

おはようございます。

本会議から私ども総務財政常任委員会に付託されました案件につきまして、3月9日に常任委員会を開催し、審査した結果について、ご報告申し上げます。

付託案件は12件であります。

まず最初に、議案第 3 号 紀北町交通安全対策事業基金条例を議題といたしました。

出席した委員は、委員長以下全委員であります。理事者側からは財政課の課長以下が出席いたしております。

質疑でありますけれども、市町交通安全対策交付金で 2,188万 3,000円の計上があったが、今後も交付される予定はあるのかという、お尋ねがございました。今後の予定は今のところないということで。

さらに、基金条例第 3 条第 2 項に有価証券に変えることができるということの中身についてのお尋ねがございました。これにつきましては、塩崎課長から、すべての基金条例につきまして同様の文言を使用しており、有価証券に変える場合は国債を考えているということでございます。

また、別な委員からは、町内の危険箇所整備等に対する要望があるのでできるだけ早く実施してもらいたいと、平成21年度については、どのような事業に充当しているのかというお尋ねがございました。これに対して課長から、危機管理課の交通安全に対する事業に 280万 3,000円、建設課のガードレール等の交通安全整備事業に 200万円を充当しているというお答えがご

ございました。

討論はなく、採決の結果、全員賛成。

よって本案は、原案のとおり可決すべきものと決定いたしております。

次に、議案第4号 紀北町情報公開条例の一部を改正する条例を議題といたしました。

次の議案第5号の紀北町個人情報保護条例の一部を改正する条例、これは2つの条例の審査会を一本化するという内容でございますので、一括上程して審査いたしております。

まず、委員の名簿の提出を求めました。

その結果、総務課から出された審査会の委員の両委員会共通でございますけれども、5人の委員の名前が提示されました。お一人は津市の弁護士であります田畑宏氏、それから同じく津市在住の三重大学、このときは講師になっておりますが、現在は准教授だそうでありまして、岩崎恭彦氏、それから三重テレビ副社長宮本長和氏、弁護士大塚耕二氏、それから幸栄ベーカーリーという鈴鹿市にある企業ですけれども、こちらの顧問であります嶋村正氏の5人です。弁護士2人、大学講師1名、三重テレビ、民間の会社顧問、この三重テレビの副社長は、資料が配布された時点では、副社長になっておりますけれども、後ほど口頭で訂正がございまして、現在では退任して顧問となっているということでございます。

この2つの審査会を統合することで、予算面でどの程度の違いが出てくるのと、20年度予算は、委員報酬13万9,000円、委員報酬は1回1万円の5名分をそれぞれ、また旅費の負担金が3万9,000円でありまして、2つの審査会を統合することで、旅費も報酬も半額になるという見込みであります。

で、開催回数は、案件があれば開催されるということで、20年度はございませんでした。19年度に1回開催されておるということであります。

この審査会の委員の顔ぶれにつきまして、報道関係者が入っているのは、個人情報を取扱うところに入れるのはいかがなものかと、宮本氏のことですけれども、不適切ではないかという指摘がございました。これに対して、総務課長から、前職、三重テレビの副社長になる以前ですけれども、県のの部長や教育長もしてきた方だと、審査は三重県町村会に委託しており、これまでにそういった議論はあったということは聞いてないと、報道関係の会社なので、情報公開、個人情報は特に神経質に取り扱わなければいけないことから、取り扱いに慎重かつ精通しているという判断から選任されていると思うということで、町村会に確認したいと思うと。

後ほど町村会からの回答として、長く県職員として勤務し、情報公開や個人情報等についても知識、経験の豊富な人としてお願いしている。という回答があったということであります。

反対、賛成両討論ともなく、採決の結果、賛成多数で、原案のとおり可決すべきものと決定いたしております。

議案第5号 紀北町個人情報保護条例の一部を改正する条例につきましても、質疑、討論なく、賛成多数で原案のとおり可決すべきものとして決定いたしております。

次いで、議案第6号 紀北町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例を議題といたしました。

総務課の川合誠一課長以下、職員が出席いたしております。

内容につきましては、職員の1週間当たりの勤務時間を現在の40時間から38時間45分、また1日の勤務時間が8時間から7時間45分として、15分間短縮することになったことによる改正、であるということでございます。

この説明に対しまして、委員からは、民間との均衡を図るということで15分間短縮されたということですが、もう少し具体的に説明してくれと。

もう1点は、今まで午後5時30分までの勤務時間であったけれども、これが5時15分となると。これまでその前に5時15分から午後5時30分に延長したときに、働いている人には、すごく喜ばれたがどうなのかと、すべての窓口を5時15分に閉めてしまうのかというお尋ねがございました。

これに対しまして、総務課長からは、人事院勧告に基づいて勤務時間が5時15分から、平成19年4月に5時30分に改正されたと、このときは休息時間の廃止に伴うものであったと、昼休みを45分とするところと、1時間とするところの違いがあってですね、本町を含めて東紀州地域は昼休みを1時間とったため、終業時間を午後5時30分まで繰り下げた。三重県を含め多くの自治体では、昼休みを45分として、終業時間を午後5時15分としていると、今回、勤務時間の短縮に伴い、三重県等は、昼休みを1時間とり、午後5時15分までにしたと、東紀州地域では、熊野市だけが例外でありまして、ほかの市町はすべて5時15分で終わるという説明でございました。

この間に、総務課のほうでは5時15分から5時30分の15分間に、何人の方が町民が来庁されるか、調査をしております、その結果が報告されております。年間を通じて大変少ないと、2月中の窓口業務の実績は6件、うち税務課で2件、住民課で4件、その4件のうち3件は同じ町民の方であったと、当面は支障の出ないように窓口業務につきましては、対応していきたいということでございます。

さらに広報紙等で町民にお知らせするとともに、当面の間は、窓口の担当課で5時30分まで

対応できるようにしていきたいという、お答えでございました。

周知徹底の方法についてもお尋ねがございましたけれども、総務課では、広報4月号やホームページで、準備を進めているということでございます。4月1日発行の広報紙に掲載すると。

これらの説明に対して、提案理由が地域に則した理由にすべきではないかということで、ご発言がございました。総務課では、法改正の趣旨と、法改正に則りと、基づきという説明でしたけれども、本町として午後5時15分以降の来庁者の調査を行い、また、県下の状況も踏まえて判断をしたと、形式的に条例が改正されましたと説明しましたが、実際の調査も行っているところであり、住民サービスの低下にならないように、当面は見守っていくというお答えでございました。

反対、賛成討論ともなく、全員賛成で、原案のとおり可決すべきものとして決定いたしております。

次に、議案第7号 紀北町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例で、引き続いて総務課の川合課長以下の出席がございました。

議案第6号と同様に職員の1日の勤務時間が15分間短縮されたことに伴うものであります。

今までのところ、本町では育児短時間勤務を申請し、取得した職員はいないということで、4月1日からの施行であるということでございます。

これに対して、委員のほうからは、15分間短縮により、20時間が19時間25分、19時間35分、24時間、25時間が23時間15分、24時間35分と二通りの勤務形態があるのかという、お尋ねがございました。

これに対して、総務課長からは、この制度は育児休暇に対して、働きながら養育する制度が育児短時間勤務である。1週間をどういう形態で働くかを申請するもので、それぞれの勤務形態に応じて勤務時間の短縮が行われるということでございます。少子化の中で、職場としても子育てをしながら働く職員を支援していかなければいけないけれども、職員に周知しておりますし、今回の改正でも、職員に周知をする予定であるという説明でございました。

反対、賛成討論ともなく、全員賛成で、原案のとおり可決すべきものと決定いたしております。

続いて、議案第8号 紀北町一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例を議題といたしました。

引き続いて総務課職員が出席いたしております。これは新たに、単身赴任手当及び地域手当の規定を追加するものであります。

この条例改正に対して、委員からは、民間との交流はすでに考えているのかと、単身赴任手当のやむを得ない事情の判断基準は明記されているのか、町長が判断した場合もあり得るのか、等々のお尋ねがございました。

これに対して、総務課長からは、将来的には、民間との交流が必要と考えているが、今のところ具体的な計画はないと、法律等で定められているのは、配偶者が介護を要する状態にある職員もしくは配偶者の父母を介護する、配偶者が学校その他教育施設に在学する子を養育する、配偶者が就業することなどが判断基準であると、そのほか特殊な事情があると判断される場合もあり得るといってお答えがございました。

反対、賛成討論ともになく、全員賛成で、原案のとおり可決すべきものとして決定いたしております。

次に、議案第10号 紀北町税条例の一部を改正する条例を議題といたしました。

出席したのは、税務課の職員で、平谷卓也課長以下でございます。

この条例改正案に対して、1件だけ質疑がございました。公立老人ホーム赤羽寮が、寄附金税額控除の法人扱いの対象になるのかという、お尋ねがございました。

これに対して、平谷課長からは、所得税法で寄附金税額控除対象となっている事業所は今回省かれていて、地方公共団体の寄附は認められていると、もうすでに認められているので、今回の指定からは外されているということでございます。

反対、賛成討論ともになく、全員賛成で、原案のとおり可決すべきものとして決定いたしております。

次に、議案第12号 三重県自治会館組合の共同処理する事務の変更及び三重県自治会館組合規約の変更に関する協議についてを、議題といたしました。

総務課の川合誠一課長以下が出席いたしております。

この件につきましては、次の議案第13号 三重県市町職員退職手当組合を組織する地方公共団体の数の減少に関する協議についてを、一括して議題といたしております。

この自治会館組合に、新たな事務が追加されるということであるけれども、中身を具体的に説明してくださいというお尋ねがございました。

これに対して、総務課長からは、現在各市町で行っております、物品及び業務委託に係る入札参加資格申請の受付及び審査を三重県自治会館組合において共同化するというのが趣旨であると、これまでは各業者から申請書をそれぞれの市町に提出してもらい審査をしておりましたけれども、今回の改正で、三重県自治会館組合に申請書を出し、申請したい市町を指定するだ

けでよくなって、各業者にとっては便利になると、審査につきましても自治会館組合で行うことから、各市町にとって事務の合理化が図れるという利点があるという説明でございました。

この規約の対象から、伊勢市、松阪市、尾鷲市、熊野市、伊賀市、紀宝町が適用除外になっているのはなぜかという、お尋ねがございました。

この市町につきましては、今回参加の申し出をしていないということでございます。

これらの質疑、答弁があり、討論はなく、全員賛成で、原案のとおり可決すべきものとして決定いたしております。

次いで、議案第13号 三重県市町職員退職手当組合を組織する地方公共団体の数の減少に関する協議につきまして、1件だけお尋ねがございました。

市町村合併によって、三重県市町職員退職手当組合に加入している地方公共団体の数は減ってきているが、運営のほうは大丈夫かというお尋ねがございました。

これに対して、総務課長からは、確かに加入団体は減っているけれども、合併によって津市のように新たに加入している団体もあると、団体数の減少というよりも、それぞれの職員の総数が減ってきていることが原因で運営が厳しくなっていると聞いていると、今後運営に支障のないよう努力いたしておりますというお答えでございました。

反対、賛成討論ともになく、全員賛成で、原案のとおり可決すべきものとして決定いたしております。

次に、議案第14号 三重県市町職員退職手当組合の規約の変更に関する協議については、質疑なく、討論もなく、全員賛成で、原案のとおり可決すべきものとして決定いたしております。

次に、議案第16号 平成20年度紀北町一般会計補正予算（第4号）

「議会事務局」所管分について、議題といたしました。中野事務局長が出席いたしております。質疑はございませんでした。

次に「総務課」所管分を議題といたしました。川合課長以下職員が出席いたしております。

この総務課所管分の中の歳入24ページ、総務管理費負担金について、お尋ねがございました。特例処理事務交付金について、県からの権限移譲に対し交付されるものと思うが、どのような業務が権限移譲されているのかと。

これに対して、総務課長からは、たくさんあるけれども、主なところでは、有害鳥獣駆除の許可に関する事務、母子寡婦福祉法に基づく貸し付けに係る申請の受理や納入通知書の発送等に係る事務、屋外広告物条例に関する事務等があると、特に件数が多いのは有害鳥獣駆除の許可に関する事務であるということでございます。

住民サービスの低下の懸念につきまして、現在のところはそのようなことは聞いていないと、あまり影響はないと認識しているというお答えでございました。

次に、「財政課」所管分を議題といたしました。塩崎課長以下が出席いたしております。

歳入22ページの地域活性化・緊急安心実現総合対策交付金がどのような事業に充当しているかというお尋ねに対して、申請まで期間がなく、事業に充当可能でありましたので、救急車、自主防災会の備品、非常用備蓄品の購入等の既存の事業に充当したと。

歳出35ページ、公用車の備品購入費があるが、ハイブリッドカーの購入の予定はあるかというお尋ねがございました。これに対して、課長からは、自動車低排出ガス規制の基準をクリアした公用車を購入する予定であり、ハイブリッドカーは価格も高いから、購入の際に検討すると。

ところが、これに対して委員のほうからは、現在、販売されているハイブリットカーは200万円を切るものもあるので検討してもらいたいということで、これに対して、課長のほうからは検討するというお答えがございました。

次いで、買い替える公用車はどの車で、何課の管理かという、お尋ねがございました。これに対して、バスはシビリアン、公用車はオーパとカラーワゴンということで、財政課で集中管理している車だというお答えでございました。

次に、「出納室」所管分を議題として、長野出納室長以下が出席いたしましたけれども、質疑はございませんでした。

次に、「企画課」所管分を議題といたしました。課長以下の職員が出席いたしております。

委員のほうからは、地域住宅モデル普及推進事業補助金について、国から補助対象者を指定してきたのかという、お尋ねがございました。これは移住、定住交流促進事業費の増2,157万2,000円についてであります。

これに対して、中場課長からは、国からの補助対象者の指定はなかったと、12月の時点で国が新たな補助金を創設した場合の導入意思の確認があつて、1月下旬に4、5日の間に、補助対象者、補助物件、設計書等をそろえて申請するよう通知があつたと。

この説明に対して、委員からは、古民家の改修なら、町内にはほかにもあると思うけれども、その短期間で資料の準備ができたのは、ここだけだという意味かという確認がございました。

これに対して、課長からは、公募をすることが望ましいが、期間が短くて公募できないと判断したと、古民家を改修したいという話はいくつか聞いていたが、単に古民家を改修するだけでは認めらず、そこで二地域居住に関する事業を行う必要があるというお答えでございました。

これに対して、さらに委員からは、耐震耐久性を高めるとあるけれども、どのぐらいの金額が改修にかかるかわからないが、この事業費でどこまでの耐震が図れるのかという、お尋ねがございました。

これに対して、課長から、補助金を受ける団体NPO法人でありますけれども、今回はNPO法人でありますけれども、国からの要綱では、補助金を受ける団体は条件として住宅関連事業者が含まれていることになっているから、今回の事業については大丈夫だと思うと、国のほうでは超長期住宅先導的モデル事業という事業があって、今回は景気対策として、この事業に二地域居住の促進に関する事業項目がプラスされている。今回の国の2次補正の大部分は住宅関連事業者が受けるようだと、公共やNPO法人が受ける二地域居住取り組みで補助を受けるのは、三重県内では紀北町だけであるということで、その要綱の資料が提出されました。

これに対して、委員のほうからは、町との連携についていろいろ書かれているけれども、観光協会とこの施設との関連性については、どのような位置づけをされているのかということに、お尋ねがございました。

課長からは、NPO法人のア・ピース・オブ・コスモスが、観光協会と直接話をしたかどうかはわからないと、自分たちだけで事業を進めていくのではなく、他の団体とも協働して使っていきたいと言っているというお答えでございました。

この団体と観光協会との間に町が入っていく可能性があるのかというお尋ねに対しては、そういうことになれば、入っていく可能性は十分にあるというお答えでございました。

さらに、駐車場が少ないのではないかと指摘がございました。これに対して、課長からは、現場を見た際に駐車場の話があって、建物奥、裏側ですけれども、広いスペースがあるのでそこに車を入れることも考えているようだ、というお答えでございました。

ア・ピース・オブ・コスモスの理事長は中村レイさんということだが、副理事長の名前を聞いていいかということで、紀伊長島区在住の人であるというお答えでございました。

さらに別な委員からは、ほかになかったのかどうか、今回の事業の対象者はほかになかったのかどうかという、確認がございました。

課長のほうからは、心当たりのある2、3の方に話を聞いたのですが、申請できる状況ではなかった。公募すればあったかもしれないが、私たちの知る限りでは、申請可能な段階まで準備ができている団体は、ほかにはなかったと思うと、というお答えでございます。

この団体の中に、建築に携わる人がいるということですかという、確認がございました。これに対して、どの方かはわかりませんが、理事長はそのような仕事をされている方ですし、委

員には三重大の教授等もいますと、委員というのはNPO法人の委員という意味ですが、三重大の教授も含まれているというお答えでございました。

さらに、建物の外観を改修するのか、イメージは変わらないようにしてほしいとか、もう1点は、町に所有者から寄附されております元旅館の嵐屋別館ですね、嵐屋を今回の対象にしなかったのかという、指摘がございました。

中場課長からは、今回、対象になった古民家の形は、できる限り昔の形を残したいということでしたが、隙間風対策を考えているため、窓については近代的なものにする可能性があるかと。

さきほどの嵐屋の対象にならなかったかというお尋ねに対しては、課長からは、事業の方針が決まっていて、その中で二地域居住の事業を行い、自己負担分を町等が負担すれば可能だったかもしれないけれども、現時点でははっきりした計画はないと聞いている。

これに対して、さらに委員からは、町内では嵐屋を活用したいという意見が寄せられていたが、寄附していただいた建物を補修しながら、このような活用ができればと思ったが、そのあたりはどうなのかと。課長からは、私どもは二地域居住を担当しており、その点からこの事業を導入しました。もともと住宅の展示等で使える事業なので、いろいろな方法を考えることにより、使える事業だと思うと。

その今回、対象になった古民家の所有について、どなたですかということで、旧所有者のお名前前で、現時点ではNPO法人の理事長中村レイさんの所有となっていると、補助事業としては必ずしも補助金交付団体所有のものでもなくて構わないということでしたが、町としては団体所有であることが望ましいと考え、所有権をア・ピース・オブ・コスモスに移転するようお願いし、進めてもらっているということです。

なお、NPO法人の所在地は事務局が津市に住んでいる人のため、現在、所在は津市となっていると、主たる事務所は津で、従たる事務所が紀北町であるということでございます。

この事業について、今後続くような可能性がないのかという、お尋ねがございました。20年度限りというお答えでございました。

さらに委員のほうからは、この事業の反響が良ければ、嵐屋もこのような事業があれば、直していただきたいと、要望を含め頭に入れておいてほしいというご発言がございました。

これに対して、課長からは、議決をいただき、事業が進むことになれば、企画課としてもバックアップし、国にも認められ、このような事業が今後も継続されることになれば、嵐屋も含め、頑張っていきたいというお答えでございました。事業は7年間、毎年、年度末に国の報告することになっているということでございます。

次いで、生活交通対策推進事業の今後のスケジュールについてのお尋ねがございました。これは財政的な補助以外に専門家、学識経験者等のアドバイザーの派遣もやれると、三重県内で6団体という制約があるが、内々示をいただいております。これまで福祉保健課、学校教育課、企画課の関係課で町内巡回バス等の検討を行ってきましたが、この事業を導入し、バス事業者、タクシー業者、住民の方々等による地域公共交通会議を立ち上げ、その方々の意見を聞きながら、町全体の生活交通に関する計画をつくっていききたいと。

この交通会議は、高齢者の声も反映した計画にしてほしいというご発言がございまして、これに対して、課長からは、他の市町の例では、メンバーには事業者をはじめ、道路管理者、公安委員会、老人クラブ連合会、自治会等が含まれているので、できる限りそういった方々の意見を取り入れていきたいというお答えでございました。

次いで、「税務課」所管分を議題とし、平谷課長以下が出席いたしております。

質疑はございませんでした。

次に、「危機管理課」所管分を議題といたしました。中原課長以下、職員が出席いたしております。

委員からは、地域活性化・生活対策臨時交付金が、21年度予定していたものを先に計上したのか、それとも新しく補正予算に計上したのかという、確認がございました。

これに対して中原課長からは、21年度の当初予算に予定していた分を、前倒しして計上したということでございます。

あと、新町消防団詰所改修工事について、施設内のトイレの改修が行われているのかどうかという、確認がございました。

課長からは、今回、平成21年度事業で新町消防団詰所へ消防団車両1台を購入し、配備する予定ですが、詰所の道路と車庫との間に段差があって、現状では車が入りにくいと、改修工事が必要になったので計上したと。

それから、館内には簡易トイレを配置してあるということでございます。

以上で、質疑を終了しました。反対討論、賛成討論ともになく、本常任委員会の所管分について、賛成多数、原案のとおり可決すべきものとして決定いたしております。

次いで、議案第22号 平成21年度紀北町一般会計予算の「議会事務局所管分」を議題といたしました。

中野議会事務局長が出席いたしております。

委員からは、備品購入費3万円の中身のお尋ねがございました。これについては、主に図書

関係で、図書の購入費であるというお答えでございました。

さらに、需用費の中の法規追録代が昨年度より相当増加していると、5万5,000円ぐらい上がっているのではないかと、その内容の説明が求められました。

これについて、局長からは、いろいろな法令改正等がおこなわれて、それに基づいて議会事務局が所有している例規集、法規集の追録回数が増えてきているということでございます。

これに対して、委員からは、総務課と一緒に、1つにするなど、もう少し安く上がるような方法は考えられないかということでございます。

これに対して、局長からは、現在のところ、総務課で法規関係の一括委託契約がされており、議会関係分として配分されている。今後、総務費の中で一括するようなことも協議させていただきますという、お答えでございました。

次に、「総務課」所管分を議題として、川合課長以下職員が出席いたしております。

歳出51ページの地域自治区活動推進事業についてのお尋ねがございました。報酬の予算額は60万円で、本会議では2万円の30名分という説明があったと思うけれども、1人当たりの年間報酬額は2万円ということかと。

これに対して、総務課長からは、1回5,000円の報酬額で、年間4回の開催を予定しているということでございます。

この地域自治区の活動につきましては、昨年度一度も協議会に出席しなかった構成員がいるのかというお尋ねが出ております。これに対して総務課長から、都合により出席できない構成員は紀伊長島区のほうで1名あったというお答えでございました。

次に、51ページの本庁舎移転推進事業についてのお尋ねがございました。20年度の予算計上額が不動産鑑定料として役務費が40万円、図面の電子化を行う事業委託費が60万円で、今回、4号の補正予算で減額しているけれども、21年度、新年度について役務費が70万円、さらに新たに事業費が30万円計上されている理由を聞かせてくれという、お尋ねがございました。

これに対して、総務課長からは、20年度当初予算の時点では不動産鑑定料として、役務費40万円を計上していたけれども、この時点では、土地のどの部分において鑑定が必要か決っておらず面積等が不確定であったと、その後、県との協議の中で、県は本年7月ごろに用地全体について町と同一条件により鑑定を行いたいという意向であるということ、それに伴う鑑定料として、改めて当初予算で70万円を計上したと、需用費は、今後いろいろと資料の作成、関連書籍の購入等が必要になるということで30万円計上したと。

図面の電子化については、前年度の図面の電子化については、当初業者委託を予定していた

けれども、事業課で自前で作成することができたと、全員協議会でも資料として平面図等を提出させてもらいましたということです。

この説明に対して、委員からは、今回の予算の意味は昨年度よりも庁舎移転について、一步踏み込んで進めていくというふうに解釈していいかという、確認がございました。

これに対して、総務課長からは、一步踏み込んでというふうにお話していいかわからないけれども、今後、事業を進めて行くために必要な不動産鑑定料と資料の作成等の経費を計上させていただいたということで、お答えでございました。

次いで、委員からは、52ページの情報公開個人情報保護事業についての中で、コピー代が年々増えているとのことだったけれども、増えている状況の説明と、コピー代がいくらかという確認がございました。

情報公開請求の実績は19年度で 101件、18年度は65件と大きく伸びていると、20年度も相当な数の請求があったと、その主な内容は工事入札関係の請求であり、コピー代は1ページにつき10円である。これは実際にかかる経費に近い金額を実費をいただいていると、請求をされる人の多くは工事関係業者であり、一般の町民の請求される分については、ページ数が少ないものがほとんどで、この1ページ、10円という金額は請求の支障になっているとは考えていないというお答えでございました。

同じく51ページの職員人事管理事業の中の電算事務委託料について、1,045万9,000円が計上されることについての、質疑がございました。給与計算システムの更新に係るものということですが、その内容はどうかというお尋ねでございます。

総務課長からは、現在のシステムはすでに導入から5年以上が経過しており、給与計算以外には応用できないというもので、非常に効率が悪いと、今回は人事管理と給与計算を行うだけでなく、財務会計システムにも連動させることができるものを導入して、事務の合理化を図りたいと、財源は合併支援交付金を活用しており、1,045万9,000円のうち800万円が交付金を充当していると。

それから49ページの町三役の人件費についてのお尋ねがございました。それぞれの報酬の金額の説明を求め、さらに収入役の任期についてもお尋ねがございました。もう1つ、町長の退職金の質疑がございました。計上されているかどうかというお尋ねがございました。

これらに総務課長からは、三役の報酬については、町長が月額72万円、副町長が57万円、収入役が54万円で、町長と副町長については12ヵ月分を計上しておると、収入役については、平成21年12月末に任期がくるので、9ヵ月分だけの予算計上であるという説明がございました。

町長の退職金につきましては、三重県市町職員退職手当組合から支払われるので、本町の予算には計上していないということでございます。

次いで、136ページの給与費明細書についてのお尋ねがございました。20年度と比較して職員数が4人減少していると、新規採用が少なかったように思うけれども、21年度の採用予定の人数の説明が求められました。

給与費明細書は、当初予算における21年度と20年度の比較でありまして、20年度中の退職者は6人、これに対して21年4月1日付けの採用は2人で、差し引き4人の減少であると、22年4月採用については、今後、検討して決定したいと、来年度のことですけれども。

これに対して、委員からは、現在は景気も良くない、地元の就職先も少ない、優秀な人材が地元で働きたくても働けない状況にあると、就労の確保という面や、将来の紀北町のためにも、できる限り職員採用をしてほしいという要望がございました。

これに対する総務課長からは、職員採用は、定員管理計画に基づいてやっていると、計画では5年間で30名の職員を削減することになっているけれども、雇用の創出は重要なことですので、職員採用については、今後よく情勢を見極めながら検討していきたいという、お答えでございました。

次いで、「財政課」所管分を審査いたしました。塩崎課長以下が出席いたしております。

歳入の25ページ、引本野積場の貸付先についてのお尋ねがございました。これに対して課長からは、10区画あって、主に渡船業者に貸付していると、10区画の平均は298㎡で、使用料は年5万3,400円ほどであると。

で、個人にも貸付していると、滞納はないということでございます。

次いで、歳入22ページ、地方消費税交付金が前年度より3,400万円の減になっているけれども、その根拠は何かということでございます。

これに対して、課長からは、経済の悪化により、消費が落ち込んでいると、平成20年度も減額補正したけれども、平成21年度はさらに落ち込むことが予想されることから、3,400万円の減となったということでございます。

ふるさと寄附金のPRに対するお尋ねがございまして、現在、検討中であるということでございました。具体的には町ホームページのふるさと寄附金の情報が見やすいと評価を得ている。大幅な変更せずに検討していくということでございます。

次いで、歳入23ページ、地方交付税の増額と報道されていたけれども、1億4,000万円の減となっていることについての説明が求められました。

課長からは、交付税算入のありますクリーンセンターの起債償還が終了したことなどにより減となったけれども、臨時財政対策債を含めた総額としては、2,460万円の増額となっているということであります。

この歳入について、第三セクターの海山物産の配当金が計上してないのは、なぜかと、20年度に実績があるのだから、計上すべきではないかということで、指摘がございました。

これに対して、課長からは、申し訳ないと、担当課ともども今後気をつけるというお話でございました。

歳出 128ページの公債費元金のうち、補償金免除繰上償還額と借換債の額はいくらか、また終了年度は何年度かというお尋ねがございました。

課長からは、補償金免除繰上償還の償還額は、8,925万1,000円で、借換債は、3,120万円であると、21年度に終了するというお答えでございました。

次いで、「出納室」の所管分を審査いたしました。出納室長以下が出席いたしております。質疑はございませんでした。

次いで、「企画課」所管分を議題といたしました。中場課長以下が出席いたしております。

まず、最初に51ページから52ページにまたがってCATV行政放送事業の予算についてのお尋ねがございました。2011年にテレビ放映がデジタル化されるけれども、そうなった場合、今までどおり視聴できるのか、予算がどのように変わるのかという、説明が求められました。

もう1つは、「美し国おこし」事業の県の補助60万円、一般財源が60万円ということだけでも、事業内容についての説明が求められました。

中場課長からは、デジタル化はケーブルテレビの加入者は、一般の電波で視聴されている人と同じで、アナログテレビの場合はデジタルチューナーが必要、チューナーを新たに購入するか、デジタル対応のテレビに変える必要があると。

行政放送の番組作成費用については、デジタル化に伴う負担分が生じる可能性があるという聞いてはいるけれども、どのくらいかかるのか、時期がいつなのかまだ聞いていないと。

「美し国おこし・三重」の事業については、まだ決まっていないのは財政支援による要綱で、事業の中身は先般の全協で説明した18歳以上の人が2人以上でグループをつくり、「美し国おこし・三重」の目的に沿っていれば全ての分野で対象になるということです。

行政放送について、さらに別な委員からのお尋ねがございまして、朝6時から夜12時まで放映しておりますけれども、朝はともかくとして夜遅くはほとんどの町民が見ていないのではないかと、1日どの時間帯がよく見られているのかなど、アンケートなど調査しているかという

お尋ねがございました。夜遅くたまに見ることがあるけれども、アナウンサーが1人寂しそうにしゃべっている雰囲気があると、年間1,883万8,000円もかける必要があるのかという感じがしますけれども、その辺はどうかというお尋ねがございました。

これに対して、課長からは、調査、アンケートは行っていない。朝6時から夜12時という時間帯は海山区で始まったときから同じで、深夜まで放映が必要なのかという声を聞いたこともあるけれども、調査していないと。

さらに、時間を短くし、費用が安くなるかということ、そうでもない部分があると、町がチャンネルを1チャンネルごと買い取っているので、放映する時間が短ければ安いというのではなく、防災関係戸いつでも使えることになっているので、費用は変わらないだろうと聞いているということでした。

委員のほうからは、放映時間の短縮することによって、地球温暖化防止のためCO₂削減につながると思うと、検討してもらいたいということでした。

別な委員からは、アナウンサーの報償費23万円の予算のみでボランティアでやってもらっているけれども、実態はどうかと、研修はどうかというお尋ねがございました。

課長のほうから、現在、通常のレギュラー番組年間41本撮っており、町民アナウンサーは公募して3人の方をお願いしている。毎週火曜日にZTVの局舎に職員とアナウンサーが出向いて番組を制作していると、時間的には9過ぎから長いときには12時をまたがることもあるけれども、大体11時半ごろには帰ってもらっているということでした。

研修は、昨年やっていないということでした。

さらに1日5,000円という報償費については、募集の段階でお願いしてあると、大変ではあると思うけれどもということでした。

3人でいいかどうかについて、今の状況を見ておみると、適当ではないかということでした。

次いで、56ページの地域間交流促進事業ふれあいネットワークの会員数についてのお尋ねがございまして、135人ということでした。

都会へ出ていっておられる方の対象者の何パーセントぐらいだというお尋ねがございましたが、わからないということでした。企画課としては成人式や卒業式にチラシをつくってお願いしているというお答えがございました。広報紙の配布を含めてイベント情報、アンケート調査などにも協力をいただいている。アンケート調査としては空家バンク制度の創設の前のアンケート調査を行って、利用しますかと、空家バンクを制度をつくったら利用しますかとい

うアンケートも実施したということでございます。

次いで、「税務課」所管分を議題といたしました。平谷課長以下が出席していたしております。

委員からは、備品購入費の48万9,000円は、パソコン2台ということだけれども、少し値段が高くないのかと、どんなパソコンを購入しているのかと、1台当たり28万6,000円という設定作業含めて1台28万6,000円というのは、どうなのかというお尋ねがございました。

これに対して課長からは、総合住民情報用パソコンで、単価はディスプレイ一体型パソコン1台14万5,400円、エプソン製だそうです。それから端末機器の設定作業1台あたりの単価28万6,000円の見積額に実際の入札見込額に見合うものを計上してあります。

この質問に対して、この機器はエプソンしかつくってないのかどうか、エプソンというのはメーカー名でありますけれども、エプソンしかつくっていないのかと、当町の総合住民情報は日立情報システムを導入しておりますけれども、日立に自前の製品がないのかという、確認がございました。

これに対して、川口副参事から、日立情報システムズで見積を取ったけれども、現在、日立では自社でデスクトップパソコンをつくっていないと、今回、他社のエプソンのパソコンの見積りを入れてきたということだという説明でありました。

ようするに、日立のシステムを使っているんで、それに合わせるためには日立の製品を使わなければならないけれども、日立は小型のパソコンはつくっていないと、それでエプソンの製品で見積もってきたということだそうです。

次に、町税の徴収率が下がっていることについて、監査報告では県下で29市町の中で27位と、監査委員から収納率の向上を凶れという指摘を受けているが、無視することにもなるし、国税から町税に税源移譲され増えた分が、徴収率を下げると帳消しになってしまうという、お尋ねがございました。

これに対し、平谷課長から、徴収率の向上については、昨年、収納率向上委員会を立ち上げて関係課で十分議論してきたと、今回、当初予算の見積で徴収率の見込みを下げたのは、いろんな要因があると、歳入見込については徴収率もしくは安全率を設定しており、景気の動向や12月の徴収率と残りの期間の予測を立てて補正予算を組んだが、当初予算についても現状の徴収率で、かつ、安全に予算を計上しなければならないと考えて、少し徴収率を下げた計上した。結果的に前年度に比較して予算額がマイナスとなったのは固定資産税、軽自動車税であるということでした。

委員からは、個人町民税において徴収率が前年の96%から93.5%に下がっていると、徴収率で比較するのではないかというお尋ねがございました。

これに対して課長からは、町民税の個人においては、19年度の実績の徴収率が93.8%であると、実績を勘案しないと、徴収率を上げたままで算出すると過剰に予算額を計上することになると判断したというお答えでございました。

去年の算出でも徴収率96%がそのまま入るのではなく安全率を見てみると、歳入欠陥を起こさないことも重要で、その辺を考慮し93.5%という見積にしたと、本年度は特に前年とは違いまして、不況の中で今は大きな企業しか影響が出ていない状況で、幸い当町には解雇された人も少ないのではないかと思うけれども、21年度においてはそういうことも十分考えられるので、考慮して実績で予算を組んだということでございます。

滞納の整理については、努力は十分やっているのと、滞納整理にかかわる電算ソフトも導入されることになった。集金人制度導入などのサポートもしていき、三重県からの併任職員の派遣依頼も行い、滞納整理に関して随分成果が上がっていると思うというお答えでございました。

別な委員からは、21年度は厳しいということであるが、急に状況が変化したと思えませんが、20年度と21年度の違いはどのように考えているのかということに対して、平谷課長からは、町民税に関しては、20年度中の所得に対して21年度に課税することになると、20年中に所得が多い人が21年度に失業されるようなことがなきにしてもあらずで、そういうことも考慮して現状の徴収率で見積もらなければいけないのじゃないかと考えると、法人についても、決算短信の予測を各企業に電話で聞き取りした結果、下がる見込みとしたということでございます。

安全率は所得割については、調定見込みで96%、均等割については98%、それらを合計して調定見込額を出していると、それに徴収率の93.5%を掛けた数字が本年度の予算額としたということでもあります。

次に、「危機管理課」所管分について審査いたしました。中原課長以下が出席いたしております。

108ページの地震・津波災害避難路等整備事業に含まれている引本公民館津波避難階段設置工事の事業費と避難階段の長さの目安を説明を求める発言がございました。

これについては、事業費は1,190万7,000円、外付階段は、玄関から2階の階段、2階から3階階段への取り付け、さらに屋上の手摺り等も取り付けますと。

階段の上り口に、鍵がかかっているかと思うけれども、管理はどうするのかということについては、避難階段の扉はいつでも、誰でも開くような設定と、いたずら防止のためにブザーが

鳴るような設定にしてあるということでございます。

これら津波避難タワーや引本公民館の避難階段の施設近くの方は、災害時に避難できるけれども、遠い人の避難は困難だと、引本地区には、3階建ての鉄骨造りの住居が何軒かあるので、近所の方が避難できるように、役場や自治会を通じてお願いするなどの方法はどうかというご発言がございました。

これに対して、中原課長は、宮町のつるべ井戸付近などは、タワーや避難階段から遠い位置にあると、宮町には3階建ての鉄骨造りの住居がありますので、津波災害等のときには避難できるよう自治会を通じて要請していきたいというお答えでございました。

次に107ページの三重県防災ヘリコプター連絡協議会負担金73万8,000円について、具体的にどのように要請していくのかと、紀北町の中心部には学校や町営グラウンドなどの離着陸場があるけれども、いわゆる辺地の対応はどのように考えているかという、お尋ねがございました。

これに対して中原課長からは、町内には約十数箇所のヘリコプター臨時離着陸場を指定していると、学校のグラウンドなどかなり広範囲であるので、災害時には近くで救助できると思われるということでございます。

引き続き、委員からは、4年前の相賀、船津地区を中心とした水害があったけれども、地震津波災害となると、全町に及ぶと思う。どういう対応をできるのかと。

これに対して、課長からは、地震津波災害となると、島勝浦などが孤立する恐れがあると、ヘリコプター臨時離着陸場は防災計画によると、島勝浦では玉戸網干し場が指定されていると、このように、集落に広い場所があれば個々に対応できると考えているということでございます。

次に、106ページの水防費の施設管理委託料について、樋門の開閉を消防団へ委託しているということだけでも、保守点検委託料79万4,000円は、どこの業者へ委託しているのかという、お尋ねがございました。

課長のほうから、主なものとしては汐の津呂排水機場の定期保守点検料ですけれども、委託業者は三愛物産株式会社だと、年1回の保守点検と年2回の巡回点検を委託しているということでございます。

さらに、消防団に管理委託している数多くの樋門についてのお尋ねがございました。保守点検委託料にその樋門の分は含まれているのかどうかという、お尋ねでございます。

課長からは、施設管理委託料128万8,000円が、樋門について消防団へ委託しているものの委託料であると。樋門は約150ございまして、消防団員が防災訓練や定期訓練の際に開閉訓練

を実施して点検をしていると。その際、不具合があった場合は、報告してもらって、町から県へ報告し、県で改修してもらっているというお答えでございました。

次に 105ページの消防団出初式についてですけれども、海山区の場合は多目的広場、紀伊長島区は、この場合は赤羽公園のグラウンドで行っているけれども、消防団員の多くの人の意見ですが、たくさんの方の前で日ごろの訓練を披露したいので、赤羽公園よりも尾鷲高校長島校のグラウンドでしてほしいという声があると、検討してもらいたいというご発言がございました。

これに対して、中原課長からは、合併後は両区で交互に開催することが恒例になっていると、尾鷲高校長島高のグラウンドや町中の適地など、その他の場所も含めて出初式の会場として検討していきたいと。

さらに委員からは、今年の場合、出初式の最中に津波の注意報が発令されて、途中で中止しましたけれども、出初式に参加していた消防署員、消防団員、関係者が一斉に車で移動することになったことに伴い、国道42号に出る三叉路付近が渋滞となったと、そういうことも考えると、尾鷲高校長島高グラウンドの開催のほうがいいのではないかという、発言がございました。

それと、もう1点、餅まきを復活してほしいという発言がございました。

予算上の制約があるなら、消防団員は自分たちで餅をついてもいいから、してほしいと復活を望んでいるというご発言がございました。

これに対して、中原課長は、消防団の出初式は、紀伊長島方面隊と海山方面隊で今までの経緯が違っていると、紀伊長島区で餅まきは実施していなかったと、消防団幹部会でそういうご意見がございましたので、今後、双方の方面隊幹部の方とも相談し、決めさせていただきたいという、回答でございました。

次に、108ページの防災訓練事業についてのお尋ねがございました。この事業は報酬がほとんどをしめており、訓練は地震の来襲を想定し、住民参加でマンネリ化しているとの声もある。地域によっては津波の来る方向に避難所があり、自分が住んでいる家よりも海や川へ近いところへ避難するという想定で、毎年やっているという不満があるという、指摘がございました。

これに対して、中原課長は、平成20年度は多目的広場をメイン会場として、関係団体との訓練を行い、各地区は地震と津波を想定して訓練を行った。平成16年の災害は豪雨が原因でしたが、平成21年度は、そのことも踏まえ内陸部では河川の洪水を想定、海岸部では地震と津波を想定するというようなことを含めて、防災訓練の内容を今後考えていきたいと。

この防災訓練について、町民がどう望んでいるか、アンケート調査をしてはどうかという、

ご意見がございました。

課長からは、アンケート調査もいいと思うけれども、今年の防災訓練の町の案としては、自主防災会を中心として、災害時要援護者の名簿を活用しながら、地域に根づいた訓練、災害時要援護者も一緒に訓練ができるようなものができればいいと考えているということでございました。

以上で、本議案に対する質疑を終わり、討論を行いました。反対討論は近澤チヅル委員からございました。

賛成討論はなく、採決の結果、賛成多数、よって、本案の当委員会所管分について、原案のとおり可決すべきものとして決定いたしております。

なお、この防災訓練の件につきましては、防災会議で防災訓練は危機管理課が原案を作成し、防災会議で決定されると、議会からも委員が5人選出されておまして、総務財政委員長もその1人であります。

今回の委員のご発言の趣旨も踏まえて、防災会議に臨みたいというふうに付帯的に申し上げておきます。

以上で、総務財政常任委員会に付託された議案の審査結果の報告を終わります。

川端龍雄議長

次に、教育民生常任委員長 岩見雅夫君のご報告は、11時10分からお願いし、それまで暫時休憩いたします。

(午前 10時 57分)

川端龍雄議長

休憩前に引き続き、会議を開きます。

(午前 11時 10分)

川端龍雄議長

次に、教育民生常任委員長 岩見雅夫君の報告を求めます。

教育民生常任委員長 岩見雅夫議員

皆さん、おはようございます。

平成21年3月定例会において、教育民生常任委員会に付託されました案件について、審査の経過と結果について報告をいたします。

3月の11日、午前9時30分から、委員会室におきまして、委員7名全員出席のもとで開催をいたしました。説明のため出席をされた説明員は、住民課、福祉保健課、環境管理課、学校教育課、生涯学習課の各課長と職員でありました。

本委員会に付託されました案件は、

議案第9号 紀北町集会所条例の一部を改正する条例と、議案第16号 平成20年度紀北町一般会計補正予算（第4号）及び（第5号）、ほか特別会計補正予算4件、議案第22号 平成21年度紀北町一般会計予算ほか、特別会計予算4件の、以上12件の審査であります。

それでは、審査した議案順に経過と結果について、報告をいたします。

最初に、議案第9号 紀北町集会所条例の一部を改正する条例の審査を行いました。

住民課の所管であります。

この審査の中では、質疑がありまして、旧集会所は取り壊すことになるのかどうか、もし壊さないならば、今後の維持管理はどこが持つのか、こういった質疑が最初にありました。

答弁として、課長から、旧河内集会所は、区が区所有の土地に建てたものであって、今後は倉庫として利用していくということ、今後の維持管理については、区で負担していただくということになっているという答弁がありました。

新しい集会所の建設費用は、どのぐらいになるかという質疑に対しまして、課長のほうから、契約金額で2,079万円となっておりますが、そういう答弁がありまして、敷地内の舗装も追加して工事を行うという答弁がありました。

さらに、現在の集会所につきまして、登記は確認されているかどうか、この質疑がありまして、登記をしっかりと確認するようだという意見が出されました。課長のほうからは、登記については確認をしっかりとしたいというふうに答弁されております。

また、番地の変更については、必要がないのではないかという質疑もありましたけれども、所有の区分にかかわらず、今回、住所を移すものであって、それが必要であるという課長の答弁であります。

以上で、住民課関係の質疑が終わりまして、単独案件でありますので、討論を行いました。

反対討論なく、賛成討論が、登記簿を確認してですね、確実に間違いのないように進めていただきたい、そういう要望意見を付けての賛成討論がありました。

採決の結果、全員賛成、これによって本案は、原案のとおり可決すべきものとして決定をいたしました。

次に、議案第16号 平成20年度紀北町一般会計補正予算（第4号）の教育民生常任委員会関係の審査に入りました。

まず、「住民課」の所管分から審査を行いました。

質疑の中で、中州集会所の改築における建設場所の選定について、委員から質疑が出されました。これに対しまして、課長のほうからは、地元としてもこの件について、使い勝手のよい集会所を要望しており、要望書も出ていること、また、地元区では自主防災の取り組みも進んでおり、津波発生時には避難場所として協力を得られているということも含めまして、元の瑠璃が浜の跡地へ建設することにしたという答弁でありました。

ほかに、馬瀬の集会所の改修についての質疑がありまして、課長のほうからの答弁で、海山区の集会所の中で、葬儀ができないのは馬瀬の集会所だけになっているため、今回、増築をして葬儀等が対応できるようにするものであるという、答弁がありました。

また、この地域活性化・生活対策臨時交付金を、この集会所の建設になぜ充てたのかという、質疑がありました。この点につきまして、課長からは、この費用を一般財源でみるよりも10割補助の交付金を使ったほうが有利であることから、この補正であげたということ。

そして、内訳としましては、河内集会所の金額は予算ではなく、落札後の契約金額で補正にあがっていること、中州集会所の工事費については、予算額として計上をしている。こういう説明がありました。

また、建設設計管理の問題について、論議が出されました。設計単価の問題、設計を業者に委託する問題について、議員から活発な意見が出されました。これに対しまして、設計委託の件につきましてはですね、執行部内の事務の実情も課長から説明がありましたけれども、今後、経費の節約ということも十分考慮してですね、今回、教育民生常任委員会が出された意見も十分取り入れて、気をつけてこれからの予算化についてはあたっていききたいという、課長の答弁でした。

委員の中からは、決して経費が高くつくことのないように、十分な努力をすべきであるという要望的な意見が、強く出されたことを報告させていただきます。

以上で、住民課の質疑が終了いたしました。

続いて、「福祉保健課」所管分についての審査に入りました。

福祉保健課長から、この一般会計補正についての詳細説明がありましたが、質疑はありませんでした。

続いて、同議案の「環境管理課」所管分の審査に入りました。

環境管理課では、まず地域活性化・生活対策臨時交付金事業について、今回、紀伊長島区に資源ごみステーションを10箇所整備していく、この問題についての質疑が出されました。課長答弁では、海山区は49箇所すべてに倉庫が設置されている。紀伊長島区は79箇所あるが、資源ごみステーションがないので、倉庫は1箇所も設置されていない。今回、10箇所だけ予算を計上しているという答弁でした。今後、できるだけ増やしていきたいという、課長のほうからの意見も出されました。

委員から、環境改善のエコ対策としても非常に有効な手段であるので、10箇所と言わずもっとですね、整備をして増やしたらどうかと、こういう意見も出されました。課長のほうからは、設置箇所の問題について、今後、検討することになっているが、増設の問題についてもですね、引き続き努力していくし、住民の皆様によくわかるように周知をしていきたい。こういう答弁でありました。

さらに委員のほうから、50箇所ぐらい、近くですね、整備するというのであれば、単純に考えても2,000万円程度の経費がかかるので、第3次補正等を予定するというだけでなしに、他に補助があるのかどうか、そういった点も十分研究してですね、設置箇所の増設に努力してもらいたい。こういう意見が出されました。

以上で、環境管理課の質疑が終了しました。

引き続き、「学校教育課」の所管分についての審査に入りました。

学校教育課では、まず教員住宅の維持管理事業について、減額になっている点について、質疑が出されました。この事業につきましては、課長答弁は当初予算で矢口小学校の教員住宅の解体工事として、180万円の予算をみておりますけれども、その後、入札によって契約金額が下がったことによって、他の教員住宅の修繕に充てる、その差し引き残高を減額しようとするものであるとという、回答がありました。

続いて、奨学金の貸与の問題について、委員から意見が出されました。補正予算につきましては、新規奨学金貸付者数がですね、減によって減額がされておるわけなんです、大学生24万円、高校生9万6,000円ということで、平成20年度は増額していないとの課長の回答でありました。

続いて、給食関係についての質疑がありました。給食施設費につきまして、需用費が 112万 1,000円増になっておるわけですけれども、これの問題。給食業務委託料が同額の 112万 1,000円減額となって、差し引き補正が0になっているが、これはどういうわけかという質疑がありました。需用費の中には消耗品、光熱水費、燃料費が含まれておりますが、需用費のこれまでの実績や今後の見込みを考慮して、不足する額を増額させていただくというのが、課長答弁でした。給食業務の委託料の減額につきましては、給食調理員さんの出勤日数の減などにより、精算して予算を組み替えするものであるとの回答でした。

また、関連しまして、給食施設費賃金の減額で、給食調理員が12人から6人になったことによる減額というふうに説明を受けたが、学校給食センターの調理員で退職する人がですね、多いと聞いていると、この点について給食調理員は足りているのかどうか、こういう質疑がありました。教育課長のほうからは、当初予算で職員人件費賃金に8名の臨時調理員の予算を組んでおる。途中で12名に増額したという経緯があると、臨時調理員が現在6名ということで減額をさせていただくものであって、今回、学校給食センター管理運営事業の中にもほかに賃金があって、その賃金はパート調理員の賃金に充当するものである。こういう説明がなされました。

以上で、学校教育課関係の質疑を終了いたしました。

続いて、「生涯学習課」所管分の審査に入りました。

生涯学習課では、東長島公民館移動観覧席の修繕の問題について質疑がありまして、この観覧席修繕については、車両以外にも見積をしておるところであって、すべて一度分解をしてですね、組み立て直すことになっている。こういう方向で修繕していきたいという、課長の答弁でした。

さらに、体育施設費の問題に関しまして減額になっておるわけですけれども、この紀伊長島体育館修繕の50万円減額につきましては、屋根の修繕であったという、課長説明であります。

さらに、海山公民館、東長島公民館の施設の状況について質疑がありましたけれども、これにつきまして、課長のほうからは、東長島公民館のホールについては、多目的な用途に対応できるような移動観覧席を設置されておる。海山の公民館につきましては、水害後の改修もありまして、非常に強固な形ですね、現在されておるけれども、2つの公民館のホールは、使用方法の違いによって設計されているのでですね、どちらの公民館が優劣をつけがたいというふうな、評価をしにくというふうなことは、課長のほうから見解として示されました。

さらに、全国大会、東海大会の派遣補助金の問題について、質疑がありまして、課長答弁では、合併時に補助基準額を決めておって、その基準額に基づいて予算計上しておると。

これに対して合併時に仮に決めていたとしても、少ないと思えばもっと基準額を変更して増額すべきではないか、こういう委員からの指摘もありましたけれども、補助金の規則について予算の範囲内になっているということ、現状ではですね、補助金が少ないという指摘もあって、補助が認められて、基準額を満額支払うことができる状況であるという、課長の報告でした。

以上で、生涯学習課の質疑が終わりまして、討論に入りました。討論はなく、採決の結果、本議案につきましては、全員賛成、よって本案の当委員会所管分については、原案のとおり可決すべきものとして決定をいたしました。

続いて、平成20年度紀北町国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）審査の報告に移ります。

このあと、特別会計のほうに入っていくわけですが、議案第17号であります。

この件につきまして、委員会で特定検査等事業費の減額補正についての質疑がありました。なぜ減っているかという問題であります。

これにつきまして、課長のほうからは前年対比についてはですね、本事業は平成20年度からの新規事業だったので、対比はできないけれども、減った原因についてはですね、初めての事業ということもあって、周知の徹底が不足もあったかと思われるのと、さらに住民の方にとってもですね、そういう周知不足があって受診が進まなかったのではないかと、こういうことが言われました。今後、受診率の向上に向けて、広報等でも十分力を入れて、多くの方により多く受診していただけるように、また予防に努められるようにですね、努力していきたいという意見が、意思が表明されました。

以上で、本件についての質疑を終了し、討論に入りました。反対討論、賛成討論なく、採決の結果、本議案につきましては全員賛成、よって本案は原案のとおり可決すべきものとして決定をいたしました。

続いて、平成20年度紀北町老人保健特別会計補正予算（第2号）の審査の報告をさせていただきます。

住民課の所管であります。この議案につきまして、質疑では歳入の第三者納付金の増額補正について質疑がありました。課長答弁で、第三者納付金については、老人保健加入者が平成20年3月以前において、交通事故に遭った場合の治療費のうち、個人負担を除く部分は一旦老人保健から医療保険に支払いをしており、その後、過失割合に応じて相手方から賠償金を受け取ることとなっております。決算見込みとして1月時点で6件の実績があるので、この件数で見込みし、補正を組んだという説明でありました。

質疑を終了し、討論に入り、反対討論、賛成討論なく、採決の結果、全員賛成、よって本議案は、原案のとおり可決すべきものとして決定をいたしました。

続いて、議案第19号 平成20年度紀北町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）の審査に入りました。

これも住民課所管分であります。質疑では、後期高齢者医療保険料のうち、特別徴収保険料は1,153万円の減額になっているが、この点についての説明を求めるとの質疑がありまして、課長から保険料につきまして、年金から引くものを特別徴収保険料、それ以外を普通徴収保険料として区分していると、保険料の算定については三重県後期高齢者医療広域連合で行っており、減額補正につきましては、広域連合で算定された本町の保険料の確定数値をもとに減額するものであるとの説明でありました。

討論に入り、反対討論、賛成討論なく、採決の結果、全員賛成、よって本議案は原案のとおり可決すべきものとして決定をいたしました。

引き続き、議案第20号 平成20年度紀北町介護サービス事業特別会計補正予算（第2号）の審査に入りました。

福祉保健課の所管であります。課長から詳細説明がありましたが、質疑はなく、討論に入り、反対討論、賛成討論なく、採決の結果、全員賛成、よって本案は、原案のとおり可決すべきものと決定をいたしました。

続いて、議案第22号 平成21年度紀北町一般会計予算、この議案からですね、当初予算のほうに入っていきます。

「住民課」所管分のほうから最初に審査をいたしました。

住民課では、まず県からの民生費補助金である一人親家庭等医療費補助金対象が、18歳未満が対象となっているが、対象年齢の引き上げはできないか、こういう質疑がありました。課長のほうからは、現在の福祉医療制度は県と県内市町が集まって、そのあり方について検討しているが、今のところ県からも各市町からも拡大するという議論はですね、出ていないという答弁でありました。

続いて、乳幼児医療費補助金について、対象は義務教育就学前になっているが、これについてもですね、町独自で小学校卒業までに拡大できないのか、こういう質疑がありました。課長のほうからは、現状報告にとどまったわけですがけれども、就学前の児童を対象としており、県補助もそれに対して2分の1の補助をするもので、現在の対象を拡大した場合は、全額町で負担することになると、当町としては現時点では財政も厳しいことから、平成21年度については

拡大する考えは持っていないという答弁でありました。

委員からは、三重県の民生費における補助基準はですね、都市部と比較しても非常に遅れていると、県の基準にだけ従っているのでは福祉のまちづくりは遅れてしまうのではないか、こういう意見が出されました。

続いて、地区集会所管理事業の問題で質疑がありました。需用費、役務費について質疑がありましたが、課長のほうからは戸ノ須集会所の屋根がさびてきておって、これを修繕するための塗装費用と道瀬集会所の屋根の老朽化による雨漏り等を修繕するための費用が提案されている、そういう説明がありました。役務費につきましては、町内47箇所の集会所の建物共済の保険料であるということであります。

続いて、自治会活動の助成事業について質疑がありまして、この補助金につきましては、課長の答弁ですが、紀北町自治会連合会に対する補助金であること、昨年と同額を計上しているという説明でした。

続いて、国保の特別会計への繰出金1億6,800万円繰り出しているわけですが、これは同規模のこの市町で同じような程度のものかどうか、こういった質疑がありました。課長のほうからは、この繰出金の中には保険基盤安定繰出金ということで、保険料を軽減した場合に補てんされるものと、国のほうから交付金等をもって繰り出すものと、もう1つ職員の給与等についても入っておるということでした。それから出産育児一時金の繰出金、財政安定化支援事業繰出金、保険料を軽減した場合に、保険者の財政基盤に厳しくなるので保険者への支援分の、この5つの要素を含んだ繰出金となっている。今、指摘された各市町のこれらの対象の人数によっては、少しは変わってくるのではないか、こういう答弁でありました。

さらに、他の問題に変わりまして、無料相談、法律相談の問題について質疑がありました。現在、20年度実績として2月末で海山区が50件、紀伊長島区が58件、合計108件相談を受けているという、課長の報告であります。この弁護士の無料法律相談については、中身の問題についてですね、いろいろ住民の声も出ておるということで、この満足度についてですね、あるいは内容についてアンケート調査を行ってはどうか、こういう意見が出されました。課長のほうからは、相談の満足度に関してのアンケートについては、今後、検討させていただくという答弁でありました。

以上で、住民課の質疑を終了し、「福祉保健課」所管分についての審査に入りました。

福祉保健課の分に関しましては、公立保育所保育料負担金、私立保育所保育料負担金等について質疑がありまして、これらについての課長からの説明がなされました。内容としては、私

立は長島で5箇所、海山で2箇所、合計7つの保育所の分が計上されているということであり
ます。これらの保険料として出されている。これが24ページの部分であります。

さらに、民生委員の関係事業費について質疑が出されました。民生委員の協議会活動費補助
金というのは、どういうものであるのか、また民生委員の人数について、合併後、検討されて
いるのかどうか、こういった点について各委員から質疑が出されました。課長の答弁では、弱
者の方のいろんな相談を受けることや、安否確認等が主な活動になっていること、活動費は手
当として出すのではなく、活動費として支出されている。会議費とか研修費とか事業費という
形ですね、いろんな研修に出かけたり、諸活動をするための経費であるということでありま
す。

さらに、主な問題につきまして、腎臓機能障害者の通院交通費補助金の問題について、質疑
がありました。前年より減っているということについて、紀北管内で通院している患者は何人
いるのかという質疑がありました。現在、通院患者は52名ほどいるということでありま
す。これが対象となる人たちなんですけれども、まだ課長答弁では8名ほどが申請していただい
ていないと、だから60名ほどがですね、対象となるのではないかというふうに考えているとい
うことでした。この点について委員から、本会議でも指摘したように、月割りにすると2,000円程
度ですね、非常に低額の補助であるということ、いわば申請に値しないような金額が低い
から、こういった申請をしない人も出てくるのではないかと。こういう指摘と意見が出されま
した。

課長のほうからは、補助金の増額は今即答は、ここでは決められないけれども、町の方針と
しては本会議の中でですね、町長も答弁されているような状況であると、今後、このような意
見ですね、委員会の中で出されたということ、理事者のほうにも報告をしてですね、検討を
させていただきたい、こういう課長の答弁でした。

委員からは、人工透析を受けている人たちが、実際に具体的にどのようなことで困っている
のか、こういうことをですね、追跡調査する必要もあるのではないかと意見が出されまし
て、今後、課長のほうでは調査をしてですね、これについての努力を図っていきたい、こうい
う答弁でした。

それから、配食サービスの問題についての質疑がありました。配食サービスについて補正で
減額をしてですね、減ったということだが、減ったままの64名分の予算が今回計上されてい
るということで、増える見込みがないということで、64名にしているのかどうか、昨年と同額に
してですね、それでいいのかどうかということについての質疑がありました。課長のほうから

は前年度実績で予算計上したということでしたが、さらに本当に必要な方も調査をしてですね、増えれば補正対応をお願いしたいと考えているという答弁でありました。

また、緊急通報システムの申請等についても質疑がありまして、この点については民生委員等を通じて本当に必要な方の情報を提出してもらっているけれども、町からの設置を進めるような対応は今のとこされていないという答弁でした。

さらに、養護老人ホーム費の老人ホーム管理運営事業費 3,700万円、介護サービス事業で、5,000万円等についての質疑がなされました。課長のほうからはこの点につきましては、養護老人ホームは一般会計、特別養護老人ホームは介護サービス事業特別会計で出しているという回答でした。

この事業計画書についてですね、質疑があったんですけども、課長の答弁ではですね、養護老人ホーム費で計上した工事請負費は、当直室の増築、給食厨房の床、トイレ、煙突等の改修、当直室については養護単独ですね、給食厨房の改修費は床面積の割合とか、養護は40%、特養が60%というふうな形でですね、計画を出しているという説明でありました。

さらに養護老人ホーム費一般財源の 7,700万円のうちですね、養護、特養について町の持ち出しはいくらかという質疑がありまして、課長からは町の負担金は一般財源の 7,750万 7,000円であるという答弁でありました。

以上で、福祉保健課関係の質疑を終了しまして、次に、「環境管理課」所管分について審査に移りました。

環境管理課の分につきましては、最初に墓地管理事業施設管理について質疑がありまして、この点につきましては、要望もありましたので、町営の区の墓地のですね、水道等の対策について課長のほうからは現場をよく確認して、墓地管理人にも指示をしていくという答弁でした。

さらに、RDFの引き取り等の委託料の問題について質疑がなされまして、予算の 2,954万 1,000円のうちですね、今回の値上がり分はどれだけに当たるのかという質問がありました。課長のほうからは、この予算につきましてはRDFの引き取り委託料や、その運搬費用も含まれておるということで、昨年はRDFが 3,400 t、トン当たり 5,058円で積算したと、平成21年度は実績見合いで 3,000 tで積算をし、引取料はトン当たり 5,584円の単価で、約 1,600万円の予算を計上しているということでありました。昨年度は 1,700万円でしたので、値上がり分はおおよそ 150万円ということになります。

さらに、RDFの問題について、いろいろ委員から質疑が出されました。この問題については県のほうがですね、どんどん値上げをしていくということで、この言うとおりですね、払う

必要はないのではないかという意見も出されましたけれども、特に委託機関、どういう方法で委託先を決定していくかというふうなこと、購入予定のごみの問題についても議論が移りまして、RDFの処理の問題、それからごみの問題、廃食用油の取り扱いの問題についてですね、いろいろ議員から質疑が出されました。

ごみ収集の委託の問題ですが、この問題につきましては、現在、海山区におきまして紀北クレーン、紀伊長島区におきましては紀伊長島環境整備産業に委託をしているということであります。これは入札を行って業者を決定しているということです。

これらにつきまして、その後にもですね、この委託業務について、もっと期間をですね、1年更新ではなしに、問題がない場合は一定の期間保障しないと、町のその公の仕事にですね、携わるという自覚や、あるいは雇用の問題を考えてもですね、短期間の契約更新では問題が出るのではないかといった参考意見と言いますか、そういう指摘も出されました。これについて、課長のほうにつきましても、こういった意見を十分考慮してですね、今後取り扱っていきたい、こういう答弁でした。

さらに、RDFの引取りの問題ですが、この問題につきましてもですね、課長のほうからも引取量の3,400tから3,000tへの減量についてですね、昨年度の3,400tは設計当時、紀伊長島区は2,200tと、海山区が1,200tで積算しておりましたが、実績の見合いでこれは予算上は下げたものであるという報告がありました。

さらに、廃食用油、油ですね、廃食用油の清掃の問題につきまして意見が出されまして、リサイクルセンター所長のほうからですね、この点については紀伊長島区のもものが5年、海山区のものは10年経過しておいて、紀伊長島区の機器のほうがですね性能が良く、海山区のものより良い製品ができると、そして利用した車にも負担が少ないことから、現在は紀伊長島区の機器のみを使用して廃食用油の精製を行っているという答弁がありました。

続いて、エコバックとかですね、ごみの有料化の問題について質疑や意見が出されました。エコバックの問題について、尾鷲市と一緒に検討していこうという、課長答弁がありましたけれども、委員からはですね、別に尾鷲市とタイアップしていかななくてもよいのではないかという意見もありました。課長としてはレジ袋の有料化はですね、事業者の協力が必要であるということから、尾鷲市とは類似のスーパー等も多いのでですね、一緒にやっっていこうと考えているという回答でした。

その関連した問題としてですね、やはりごみ有料化を云々する前に、もっとごみ減量についてですね、努力をすべきであるという意見も委員から出されました。そうすれば収集委託料等

の経費も少なく済むのではないかという意見です。この点につきましては、課長のほうもですね、生ごみの水切りを積極的に推進するなど、一層の努力をしてごみ減量の取り組みを進めていきたいと思っていると、こういう回答でした。

以上で、環境管理課関係の質疑を終了いたしました。

続いて、「学校教育課」所管分の審査に入りました。学校教育課の問題につきましては、スクールバスの送迎委託料の問題、この問題についての質疑がありまして、スクールバスの委託については、海山区では紀北町のシルバー人材センターに委託、紀伊長島区においては紀勢交通に委託をしているということで、かなり児童生徒のですね、活用の状況というのは相違がありますので、こういう実態であるということでもあります。

それから、奨学金貸与の問題について、委員から質疑がありました。奨学金についてもっと増額についてですね、要望していくべきであるし、これに努力をせよという委員の意見であります。

それからスクールガードという問題が今出されておまして、この助成金が出ておりますけれども、このスクールガードについての質疑がありました。スクールガードの助成金については、地域ぐるみで学校安全体制を整備するものであって、児童生徒の登下校の監視や指導等を行ってもらっているボランティア団体があるということでもあります。

現在、紀北中で 107名が参加をさせていただいているという報告でありました。このスクールガードの方は、課長説明ではですね、腕にグリーンの腕章をつけておるということでもありますので、そういう腕章によって判別ができるように、よくわかるようになっているのであります。

それから、小学校用のコンピューターの問題についても質疑があり、この増配備の現状についての報告がありました。小学校ではパソコン 234台、プリンター50台という状況になっているという課長の報告であります。

さらに、ALT事業についての質問がありまして、現在、ALT事業については語学の指導を行うという外国青年を招致して事業を行っている。海山区に1名、紀伊長島区に1名、計2名が配置されておって、小学校、中学校ともにカリキュラムを組んでですね、実践的な英語学習を行っているということでもあります。

引き続き、相賀小学校の改築事業について、予算の増額の問題について質疑がなされました。相賀小学校備品購入事業の1,000万円、これはどういうふうにするのかという問題、それから相賀小学校改築事業において、当初のコンペのときからですね、9,000万円増額したということにつきまして、詳細な説明を求める意見が出されました。課長のほうからは、これは本

会議等の説明とも重複するかもわかりませんが、詳しい報告がありまして、相賀小学校改築事業においてですね、当初のコンペ時から 9,000万円増額した詳細な経緯と理由、それと見積等の資料の提出についてですね、後日いたしますという回答でした。先般、議会ですね、町長のほうからも答弁されておりますけれども、この詳しい内容についてですね、説明がありました。

さらに、この相賀小学校の備品購入の問題につきまして、質疑がありまして、これについてはですね、単年度で行うという課長の答弁でした。

また、契約の問題についてどうなっているのかという質疑もありまして、この点につきましては、平成21年度については、入札方式で業者の選定を行っていきたいという課長の答弁でした。

さらに、学校給食センターで働く人々の休息時間の問題、労働条件の問題について、明確にされているかどうかという質疑がありまして、これについての課長の答弁がありました。多少は休息については時間的なズレもあるけれども、1時間の休息をとっておるということになります。

それから、学校給食センターの管理運営事業につきまして質疑がありまして、この点につきましては、海山における学校給食センターの管理運営事業と、紀伊長島区における自校方式の給食施設の維持管理にする費用と説明がありました。

以上で、学校教育関係の質疑を終了し、「生涯学習課」所管分について審査を行いました。

生涯学習の点につきましては、演劇、演奏会等委託料についてですね、額が少ないのではないかという意見がありました。今後も限られた予算の中でですね、より多くの方に観賞していただけるような、そういう内容のものに努力していきたいというのが、課長答弁であります。

さらに委員から、265万円の歳出で198万円の歳入ということで、非常にですね、率の良いものを取捨選択しているということであると、今後もですね、持ち出しが少なく文化的な効力の上げられるものをですね、積極的に続けていっていただきたいという要望、意見も出されました。

さらに、東海大会、全国大会これスポーツ関係ですけれども、これの助成についての20年度の比較について意見がありまして、課長のほうからは、東海大会、全国大会の団体の補助金については、場所を大会によって異なるけれども、補助基準については変更してないが、最大限の努力をしていきたい、このような答弁でした。

「美し国駅伝」についてのコーチの報酬の問題について質疑がありまして、これは練習の計

画指導、会議等かなり協力をさせていただいておるので、費用弁償を含めて支払っているという課長の答弁でありました。

さらに、熊野古道関係の改修事業の問題等について、現場からの声も含めてですね、委員から意見が出され、これにつきましては、担当課のほうですね、現場も再度確認したうえで、相互の連絡を密にして、対処していくというふうになりました。

さらに、グラウンドの問題につきまして、海山のグラウンドと赤羽公園グラウンドの違いの問題、これについての質疑がありまして、海山グラウンドは管理人がいないけれども、赤羽グラウンドのほうには管理人がいるということで、その委託料に差が出ておるということであります。

また、グラウンドの水捌けの問題等についてですね、土の改良を委員からも要望がありまして、今後、グラウンドの土についてはですね、改善を要求していきたいというふうに、課長が考えているという答弁でありました。

以上をもちまして、生涯学習課の質疑が終了し、全所管課の審査が終わりましたので、賛成討論、反対討論に入りました。

反対討論として、平成20年度予算について、3つの問題点がある。小学校の予算に対して突然の9,000万円の増額、また老人ホームの民間委託が決定していない段階で、それを組み込んだ河川敷の調査予算が入っている等の問題があり、これらについて賛成しかねるとの反対討論がありました。

賛成討論としては、小学校の9,000万円の増額について、各議員から指摘があったことを踏まえて、全体的な工事費の費用、増額された部分をもう一度精査して、額の縮小等に努力をしていただきたい。こういう要望意見があるが、賛成するという賛成討論がありました。

採決に入り、賛成多数で、本議案についての当委員会所管分について、原案のとおり可決すべきものとして決定をいたしました。

もうあと特別会計のほうだけ少しですので、続けさせていただきます。

引き続き、議案第23号 平成21年度紀北町国民健康保険特別会計予算の審査の報告に移ります。

あと特別会計の部分です。「住民課」の所管につきまして、これにつきましては、特に質疑はありませんでした。討論につきましても、反対討論、賛成討論なく、全員賛成、よって、議案第23号 平成21年度紀北町国民健康保険特別会計予算につきましては、原案のとおり可決すべきものとして決定をいたしました。

続いて、議案第24号 平成21年度紀北町老人保健特別会計予算、「住民課所管分」について、審査を行いました。

質疑はなく、反対討論、賛成討論ともになく、全員賛成、よって本議案は、原案のとおり可決すべきものとして決定をいたしました。

続いて、議案第25号 平成21年度紀北町後期高齢者医療特別会計予算、「住民課所管分」であります。

これにつきまして、徴収費という形はこれはどうなっているのかという質疑がありました。保険料の徴収においては、年金から徴収をする特別徴収と、それ以外の普通徴収にかかる部分があると、この普通徴収にかかる保険料について、我々市町が徴収することになっている、その経費であるという説明でありました。

また、さらに口座振替をしないで、直接集金するというのはどういう方たちを想定されておるのかということですが、これに対する課長答弁は、現金で支払う方たちの分であるという説明でありました。

以上で質疑が終わり、討論に入り、反対討論、賛成討論ともになく、全員賛成、よって本案は、原案のとおり可決すべきものとして決定をいたしました。

引き続き、議案第26号 平成21年度紀北町介護サービス事業特別会計予算、「福祉保健課」の所管分についての報告をさせていただきます。

質疑の中で、特殊浴槽について入札するのかどうか、こういう質疑がありまして、これについては課長からは入札にしたいと考えているということでもあります。さらに備品購入について、100万円の浴槽を購入してですね、仮に民間委託となった場合、備品はどうなるのか、この質疑がありました。課長のほうからは仮に民営化ということになった場合でも、貸し出しになるか譲渡になるかは決まっておらず、これは議会にも諮ってですね、議員の意見も聞いたうえで決めることになると思うということです。

さらに、民営化については白紙状態と思っているけれども、新聞では1年ぐらいの間と書いてあると、100万円の備品は高額であり、1年ぐらいなら持たせることはできないのかという質疑がありましたが、これについての課長の答弁は、入所者の処遇を早く改善したいと思っており、今のままでは事故があってはいけないという思いから、今回、予算計上をしたと、本来はもっと早く浴槽を変えるべきだったところを、今まで職員の努力で20年も長持ちさせてきたものと思うというふうな答弁でした。

討論に入り、反対討論、賛成討論なく、採決の結果、全員賛成、よって本案は、原案のお

り可決すべきものとして決定をいたしました。

続いて最後に、議案第28号 平成20年度紀北町一般会計補正予算（第5号）、これについての審査の報告をさせていただきます。

最初に、「住民課」所管分についてさせていただきます。

住民課所管分は、定額給付金の問題であります。これにつきまして、対象人員の確認がありました。今回の申請人となる方は、所帯主の方と外国人登録の方あわせて9,000人ということになっておりますので、ご理解願いたいというのが課長の答弁であります。

さらに、委員からは、振り込め詐欺等の予防の問題について意見も出されました。課長のほうからは指摘の振り込め詐欺等については、2月に尾鷲警察のほうからも金融機関や町担当者に防止策についての話をされており、町としても振り込め詐欺の事案に遭遇しないように、警察や金融機関と連携をとりながら、十分対処していきたいという答弁がありました。

手続きの迅速化の問題について委員会から意見もありまして、課長のほうからは、この事業については3月4日に関連法案が決まったので、我が町としてもできるだけ早く適切に、的確に支給していきたいことから、ある程度の準備をさせていただいて、この議会が終わり次第、電算システムへの発注を予定しておると、4月1日には各所帯のところに申請用紙を発送していきたいと考えている。これを受けて、各所帯主のほうから申請書をあげていただき、できれば4月の半ばぐらいに1回目の申請書の締め切りをして、書類の本人確認をした後に、各家庭に交付決定の通知をするとともに、4月の下旬を目途に配布をしていきたいと思っておると、そういう準備をしているところであるとの回答でありました。

引き続き、「福祉保健課」所管分に移りまして、福祉保健課所管分は、子育て応援特別手当の支給の問題であります。これにつきまして委員のほうから子育て応援特別手当の支払い方法や、支払うタイミング、定額給付金とですね、同じような形になるのかどうかという質疑がありました。

課長からは、福祉保健課独自で通知をし、支給することになっておると、支給方法は所帯主への振込み予定で、時期については5月の連休前を考えているということでした。

これについて、申請とですね、申請の重複、2つの案内問題について委員からも質疑がありまして、課長からは4月の広報紙と行政放送等でPRをして、申請漏れのないように進めたいと思っているということでもあります。申請の漏れのないようにすることを重点に置くということでもあります。開始日につきましては、混乱のないようにですね、同じ時期にしたいというのが課長答弁でありました。

さらに、委員からこの内容についてですね、まだまだわかりにくく、住民の方もわかっていないのではないかという点を、指摘がありまして、周知についてもですね、さらに努力を重ねるべきであるという意見が出されました。

課長からは、電算機によって対象者を抽出をして、申請してもらえるように連絡をすると、課のほうでも申請漏れがないか調べて、漏れのないようにしたいと考えているということでした。確認として対象となる人には、通知してもらえるということかという質疑に対しまして、そのようにさせていただくというのが、課長の答弁であります。

金額は確認をいたしました、対象児童は3万6,000円と、定額給付金の2万円で、合計5万6,000円もらえるというふうに判断していいのかという点については、課長のほうからそのとおりであるとの回答がありました。

以上で、質疑を終了し、討論に入り、反対討論、賛成討論ともになく、採決の結果、全員賛成、よって本案の当委員会所管分については、原案のとおり可決すべきものとして決定をいたしました。

以上でですね、教育民生常任委員会に付託されました、12議案についての審査の経過と結果の報告を終わらせていただきます。

大変長くなりましたが、ありがとうございました。

川端龍雄議長

次に、産業建設常任委員長 島本昌幸君の報告は、1時10分から再開することとし、それまで暫時休憩いたします。

(午後 0時 14分)

川端龍雄議長

休憩前に引き続き、会議を開きます。

(午後 1時 10分)

川端龍雄議長

次に、産業建設常任委員長 島本昌幸君の報告を求めます。

産業建設常任委員長 島本昌幸議員

平成21年3月議会、産業建設常任委員会に付託されました議案の審査結果を報告いたします。

去る3月12日、委員会室において、委員6名出席のもと開催いたしました。

理事者側から建設課から、山本課長はじめ職員5名、産業振興課から、中村課長はじめ職員8名、水道課から、村島課長はじめ職員4名の出席がありました。

議案書の33ページです。議案第11号 紀北町都市公園の一部を改正する条例について

質疑に入り、委員から熊野灘臨海公園大白地区テニスコートは、管理者が変わるが、管理人、臨時職員ですが、管理人の身分はどうなるのかという質疑がありました。

これに対して、山本建設課長から、民間で運営することになるので、これまでの職員は解雇になりますが、町から雇用を申し入れたところ、引き続いて雇用していただけるということになりました。

続いて、使用料が高くなるようなことはないのかという問いに対して、課長から、町からも現行の料金の継続、減免規定の継続を申し入れております。という回答がありました。

以上、質疑を終了し、討論に入り、反対討論、賛成討論なく、採決に入り、全員賛成、よって本案は、原案のとおり可決すべきものとして決定いたしました。

続いて、議案第15号 紀北町森林公園オートキャンプ場の指定管理者の指定について

議案書50ページです。質疑に入り、委員から、管理者の期間ですが、最初は2年で今回3年ですが、リピーターのお客が多いというのが、事業の安定、繁栄につながると思うが、指定管理者について考えを聞きたいという問いがあり、これに対して、中村産業振興課長より、より効果的な管理運営のためには、期間が2年では短いとの状況が見受けられた。5年にした場合、社会情勢の変化等のリスクを検討し、3年が妥当と判断したという回答がありました。

委員から、キャンプinn 海山の地権者でもあり、利用者の状況もよく知っている。地元の区からも選定委員に加えたらどうかという問いがあり、これに対して課長から、次回の更新時の委員選定を検討する際に、相談させていただくという回答がありました。

管理者の接客態度等について、施設使用者の状況把握をしているかという問いがあり、課長から、収入面において目標収入の3,000万円を超えており、リピーターからの評判も良く、独

自の発想によるメニュー開発や、イベントにも積極的に参加して、顧客確保をしているという回答がありました。

他の委員から、応募したのが1社だけだったが、課長の考えはという問いに、課長から、募集期間は平成20年12月19日から、平成21年1月29日の約40日間で、町のホームページ、行政放送、地方新聞等により周知したが、公募方法に問題があったとは考えてないという回答がありました。

以上、質疑を終了し、討論に入り、反対討論、賛成討論なく、採決に入り、全員賛成、よって本案は、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

続いて、議案第16号 平成20年度紀北町一般会計補正予算（第4号）「産業振興課」所管分について、審査に入りました。

一般会計補正予算書50ページです。質疑に入り、地域活性化・生活対策臨時交付金事業（商工観光関係）の増のうち、古里温泉看板設置の部分で、古里温泉と民宿に入っていく道路の分岐点が危険であり、この地点へ誘導看板と安全を備えた看板の設置を検討できるかという問いがあり、これに対して、課長から、地区と相談して決定するという回答がありました。

続いて、関連して要望書は撤回されたが、ガードレール等の設置は考えているかという問いに、課長から、支線誘導ポールの設置を検討しているという回答がありました。

他の委員から、古里温泉の看板の設置ですが、名古屋方面からよくわかるように、江の浦トンネルを出たところの山側、また温泉の屋根の上に大型の看板設置は考えているかという問いに、これに対して課長から、温泉の屋根の上へ設置も選択肢の1つとして考えている。トンネル出口については、地権者や地域の要望を含め、検討するという回答がありました。

議案書の21ページ、古里温泉の入り込み客の減少について、職員の夜間の勤務は何時間までかという問いがありました。課長から、午後10時までで湯の入れ替え日は11時となっている。

午後8時に入館時間が終了すると、すぐに雨戸を閉めてしまうので、休憩室でくつろぐ際、外の景色が見えないので重苦しく感じる。ゆっくりできないという不満を聞くがという質疑があり、これに対して課長から、雨戸の開閉は8時の受付終了が遠くからでもわかるようにと、利用者からの強い要望があり、実施しているが、管理者と話合いを持ちたいと思うという回答がありました。

委員から、温泉の汚れがあるので、土日だけでもかけ流しを経費を含めて検討できないかという問いがあり、課長から、かけ流しは検討しているが、湯量の確保等設備や経費なども含め、引き続き検討するという回答がありました。

委員から、使用料の減額については利用者の動向をしっかりと把握し、今後の事業展開について課長の見解はという質問があり、課長から、今後、利用者のニーズをしっかりと把握し検討する。今回の 367万 9,000円の減額は、ガソリンの高騰や国道42号線沿いや近隣市町での温浴施設のオープン等の影響もあったと考えるという回答がありました。

次に、平成20年度紀北町一般会計補正予算（第4号）「建設課」所管分について、審査に入りました。

質疑に入り、平成20年度国の2次補正予算書に対する、紀北町3月補正予算計上事業計画書をご覧ください。

事業計画書15ページ、委員から、事業の概要で、何々他何件となっているのはなぜかという問いがあり、担当課長から、道路改良事業では、おおむね 300万円以上は工事名称で記載をし、ほか3件については比較的少額の事業で件数が多いことから、省略したものですという回答がありました。

委員から、海野小池排水路整備工事の内容はという問いがあり、これは建設課長から、この排水路は年数が経って老朽化しており、今回、国の2次補正の財源もあり、ローリング計画の前倒しで計画的に整備するという回答がありました。

委員から、財源について予算額 7,175万円のうち、国が 5,450万円、一般財源 1,725万円で、この一般財源をどのように手当するのかという問いに、これに対して課長から、この2次補正予算は平成20年度の予算で、平成21年度中に執行しなければなりません。繰り越しができないので、年度内に執行しなければならない。最近の落札率からしても一般財源を手当しておかないと、国の予算を全額執行できなくなりますという回答がありました。

委員から、地域活性化・生活対策臨時交付金 2億 5,133万円は、本来、当初予算でしなければならない部分に対して、どの程度占めているのかという問い合わせがあり、課長から、2次補正予算の対象となるものは、起債の対象にならない小規模なもので、ローリング計画の中で積み上げたものを前倒ししたものですという回答がありました。本来なら、一般財源で少しずつ事業を実施するが、今回の2次補正があったことにより、前倒しできたという回答がありました。

続いて、議案第16号 平成20年度紀北町一般会計補正予算（第4号）「水道課」分について、質疑に入りました。

36ページ、一般訴訟費 241万 3,000円の詳細の説明を求める質問があり、村島水道課長から、平成20年度のうちに口頭弁論が開催されず、第1回の口頭弁論は平成21年1月15日だったので、

20年度の支出が伴わなかったので精算をするものです。

報償費は訴訟にかかる弁護士の裁判出席日当が、31万 5,000円と、訴訟にかかる弁護士打ち合わせ日当、3月補正額が47万 2,500円、4月から12月までが50万 4,000円で、補正後は129万 1,500円となり、当初の189万円を引きますと、59万 8,500円の減額となります。旅費は弁護士の打ち合わせや裁判所への出廷がなかったため44万 5,000円を減額、役務費は裁判所に出廷する準備書面で、専門的な分野の意見書が必要となったときに、専門家に依頼する文書作成費で、本年度は必要がなかったため105万円減額、使用料及び賃借料は裁判傍聴のためのマイクバス借上料等で、1月15日、3月16日分のみ残して、32万円を減額するものです。

以上で、質疑を終了し、討論に入り、反対討論、賛成討論なく、採決に入り、全員賛成、よって本案の当委員会所管部分については、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

議案第21号 平成20年度紀北町水道事業会計補正予算（第2号）について

質疑に入り、2月に給水停止を実施したようだが、資料があれば提出を求めるという委員からの質問があり、村島水道課長から、2月3日に5戸の給水停止を実施しました。紀北町水道事業給水条例第2条において、督促状で料金を請求し、期限までに納付がない場合、3ヵ月経過後に督促状を発送、なおかつ納付がない場合は催告状を発送、平成20年度の場合は昨年5月30日発送し、第4条の給水停止予告通知を昨年12月19日発送いたしました。1ヵ年以上料金を滞納している者ということです。3月12日現在、1件の方だけ給水停止をしたままとなっている。今後とも悪質、支払いをしていただけない方には、給水停止を執行していくという回答がありました。

質疑を終了し、討論に入り、反対討論、賛成討論なく、採決に入り、全員賛成、よって本案は、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

議案第22号 平成21年度紀北町一般会計予算

「産業振興課」分について、質疑に入り、92ページ、環境生態系保全活動支援事業の目的はという質疑があり、中村課長から、藻場や干潟の産卵場所の提供と、水産資源の保護・培養です。組織としては海山漁協、三浦漁協、海野漁協、長島漁協の4漁協を中心とした6活動組織で構成されています。

委員から、92ページ外国人漁業研修生受入対策事業について、対象国と研修人員はという問いがあり、課長から、研修生17名がインドネシアから来ていただく予定、スケジュールとしては3ヵ月の陸上研修で、言葉や生活訓練を行い、その後9ヵ月洋上研修を行い、終了後は2年間船主さんのところで技能実施を積みみます。3月13日現在、中国人研修生が61名すでに来てい

ますという回答がありました。

96ページ、平成21年度燈籠祭助成金 470万円について、実行委員会から前年並みの金額でという要望があったのかという問いがあり、これに対して課長から、補助金の削減が続いていたので、減額なしでお願いしたいという話があったと聞いているという回答がありました。

92ページ、漁協基盤対策資金利子等負担事業の 1,100万円について、これは海山漁協と長島漁協に利子分を助成する事業ですが、外湾合併が進んだ場合、財産整理も必要になってくると思うが、町として利子補給をしているので、今後、町の事業を考慮して必要な土地等については事前に協議や漁協の状況把握などを行っているかという問いがありました。これに対して課長から、土地等の財産について町が立ち入り、調査まで行っておりませんが、外湾合併については、今後できる限り情報収集を行いますという回答がありました。

85ページ、松阪食肉公社負担金 9万 4,000円は、実際には付き合い程度で不要なのではないかという問いがあり、これに対して課長から、昭和52年より運営しており、平成12年、13年には0-157対策も行っており、施設の建て替え費用の負担要請が7市10町とJAに対してあり、当町においても9万 4,000円の要望がありました。近隣市町も負担金を計上しており、当町だけ計上しないで良いという状況ではありませんという回答がありました。

委員から、藻場造成追跡調査は必要だが、町としての見解はという問いがあり、これに対して、追跡調査の結果、今年については成育は良好です。三浦漁協は環境生態系保全活動支援事業を5年間継続するため、藻場造成のあり方等を町も一緒になって検討していくという回答がありました。

88ページ、有害鳥獣駆除のうち、漁師の方は現在、檻でシカやイノシシを捕獲しているが、現在、報奨金があるのはサルだけなので、今後は他の動物に対しても報奨金を検討してほしいという問い合わせがあり、これに対して課長から、檻にかかった獣害処理については、鳥獣害防止総合対策事業において、報償費を検討しますという回答がありました。

委員から、鳥獣害防止の協議会を立ち上げたということだか、JAとの協議内容はという問いがあり、これに対して課長から、JAとの協議会立ち上げというのではなく、鳥獣害防止総合対策事業の中で、町、農林漁業者団体、猟友会、被害地区等で協議会を立ち上げ、被獣害防止に努めますという回答がありました。

議案第22号「建設課分」に入り、質疑に入り、99ページ、三重南北縦貫道路建設促進期成同盟会会費について、本会議で脱会してはどうかという意見が出ていたが、どうなのかという問いがありました。これに対して課長から、同盟会は2年続けて総会を開いてないので批判があ

りましたが、平成20年度も県庁、国にも要望活動をしております。また、現在 422号インター線の工事県が行っている。下地・茂原間で道路防災工事も行っている。担当課としてはこの同盟会は必要と考えているという回答がありました。

100ページ、町道茂原前山線整備事業のその後の用地交渉はどのような状況になっているのかという問いがあり、これに対して課長から、用地の進捗状況は地権者11名中、7名の契約が完了している。他の方は相続等の関係で少し手続きが遅れていますが、おおむね協力をしていただけるという回答がありました。

委員から、生活道路であるから7月末には完成してほしい。またこの事業の契約金額はいくらかという問いがありました。これに対して課長から、平成20年度の工事請負契約金額は 1,821万 7,500円ですという回答がありました。

委員から、104ページ、木造住宅耐震補強事業費補助金は補正で減額しているが、全く利用されていないのかという問いがあり、これに対して、耐震補強工事に対しての国、県、町の補助金が最高80万円であり、個人負担がかなりの額になるので、耐震診断を受けたのは 380件で、うち補強されたのは5件でしたという回答がありました。

103ページ、熊野灘レク都市公園事業負担金 1,130万円について、最近の事業執行はどのぐらいかという問いがあり、これに対して課長から、現在、事業化しているのは片上地区の整備と大白地区の整備です。これら2箇所の事業が終われば、レク都市事業は終結するという回答がありました。

103ページ、レク都市協会はどんな活動をしているのかという問いに、平成20年度は片上公園を中心に樹木にプレートを付けたり、玉津と大白を結ぶ道路の調査、その他会員研修の事業等を行っているという回答がありました。

他の委員から、大白地区広場整備について、海山区では運動公園の希望だったが、詳細設計の段階で県に意見が言えるのかという問いがあり、これに対して、再評価委員会で認められず断念したので、現在、芝生広場の計画設計を進めており、多目的に使用できる設計を県に申し入れているという回答がありました。

委員から、道の駅紀伊長島マンボウについて、レク会社の管理の範囲と国土交通省が管理する範囲はどこまでかという問いがあり、これに対して課長から、マンボウの管理棟の一部（道の駅）の部分は、県から町が許可をもらって、その部分について商工会と協定を結び、商工会が道の駅として運営しており、この部分は産業振興課の所管で、残りの管理棟の一部と駐車場等は県の管理で指定管理者が行っているという回答がありました。

レク都市事業の存続を考えているのかという問いがあり、これに対して、事業再評価委員会で現在認められているのは、大白地区と片上地区だけです。この事業が永久に続くことはあり得ないが、今後も継続を県に要望していきますという回答がありました。

議案第22号、「水道課」分です。

58ページ、11目一般訴訟費について、内容を詳しく説明してくださいという問いがあり、課長から、報償費の201万6,000円の内訳は、口頭弁論8回分、小林、梶山、高木、3人の弁護士に1回5万円で126万円、打ち合わせ6回、4人の弁護士に1回3万円で75万6,000円です。高木弁護士は名古屋在住なので、不要ということです。旅費は職員が弁護士と打ち合わせに行きますので10万6,200円、口頭弁論にかかる東京、名古屋からの弁護士の旅費として54万4,320円、打ち合わせにかかる弁護士の旅費として40万8,240円を計上し、合わせて106万円を計上しました。需用費の3万4,000円については、公用車の燃料費です。役務費の157万5,000円の内訳は、弁護士の中間手数料10万円×5人分に消費税を加え、52万5,000円と意見書作成手数料105万円を見込み、合計157万5,000円ということです。使用料及び賃借料は会議用の会議室借用及び口頭弁論に出席するためのマイクロバス借上料等で、60万6,000円を計上しました。

以上で、質疑を終了し、討論に入り、反対討論、賛成討論なく、採決に入り、全員賛成、よって本案の当委員会所管部分については、原案のとおり可決すべきものとして決定いたしました。

続いて、議案第27号 平成21年度紀北町水道事業会計予算

水道課村島課長から、追加説明があり、量水器取り替え工事の地域は、紀伊長島区の上水道で361個取り替え、うち主な地区は海野、赤羽の志子、西町、地藏町のあたりです。海山区の上水道では207個取り替え、主な地区は引本浦津呂町、仲町です。簡易水道では、紀伊長島区で196個、古里、道瀬が主で、直径13mmを177個取り替え、海山区の簡易水道では394個取り替え、直径13mmで、生熊で107個、白浦で103個、島勝浦で100個という形で実施しています。

以上で、質疑なく、討論に入り、反対討論、賛成討論なく、採決に入り、全員賛成、よって本案は、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

議案第28号 平成20年度紀北町一般会計補正予算（第5号）

「産業振興課」分に入り、質疑に入り、11ページ、町内消費活性化促進事業費の増、他の市町で地域限定の商品券を発行するところもあるが、当町においても地域限定の商品券の発行を考えて、商工会と協議をしたのかという問いに、課長から、地域限定の商品券において、県内

では桑名市、伊賀市等が検討を進めている。当町においてはプレミアム商品券を含む対応可能な取り組みについて、商工会と協議した結果、費用対効果を勘案し、もっとも効果的な取り組みとして、今回提案をしておりますという回答がありました。

質疑を終了し、討論に入り、反対討論なし、賛成討論として、中津畑委員から、速やかに支給をして本当に困っている人に対して、もう少しピンポイントで使うべきと思う。早く支給して活用していくという方向で、賛成するという賛成討論がありました。討論を終結し、採決に入り、全員賛成、よって本案の当委員会所管部分については、原案のとおり可決すべきものとして決定いたしました。

以上で、本常任委員会に付託されました、7議案の審査報告を終わります。

川端龍雄議長

これで、各常任委員長の報告を終わります。

引き続き、各常任委員長の報告に対する質疑を行います。

まず、総務財政常任委員会にかかる案件についての質疑を行います。

議案第3号 紀北町交通安全対策事業基金条例についての質疑を行います。

質疑される方はございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

川端龍雄議長

以上で質疑を終わります。

次に、議案第4号 紀北町情報公開条例の一部を改正する条例についての質疑を行います。

質疑される方はございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

川端龍雄議長

以上で質疑を終わります。

次に、議案第5号 紀北町個人情報保護条例の一部を改正する条例についての質疑を行います。

質疑される方はございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

川端龍雄議長

以上で質疑を終わります。

次に、議案第6号 紀北町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例につ

いての質疑を行います。

質疑される方はございませんか。

7番 玉津充君。

7番 玉津充議員

委員長にお伺いします。この紀北町職員の勤務時間、1日に15分短縮されるということで、これだと3.125%、勤務時間が短縮になります。したがって、実質3.125%の賃上げとなるわけなんです。それに対してですね、職員の仕事の効率をどのように上げるかというようなことの討議はなされたのかどうか、お伺いします。

川端龍雄議長

総務財政常任委員長 北村博司君。

総務財政常任委員長 北村博司議員

玉津議員のお尋ねにお答えいたします。15分間の時間短縮ということは、3.125%の勤務時間の短縮になる。それについて仕事の効率をどうやって向上させるのかという、お尋ねでございました。この点につきましてはですね、人事院勧告が民間の労働時間等調査したうえで、均衡を図るという理由でございまして、民間に比べて長いということなんでしょうと思いますが、その中で職務の効率をどう図るかということは、議論としては出ませんでした。それよりも15分間短くなると、町民のサービスに影響はないかという部分でのお尋ねがほとんどでございまして、職員側の効率の問題については議論がございませんでした。

川端龍雄議長

ほかに質疑される方はございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

川端龍雄議長

以上で質疑を終わります。

次に、議案第7号 紀北町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例についての質疑を行います。

質疑される方はございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

川端龍雄議長

以上で質疑を終わります。

次に、議案第8号 紀北町一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について

の質疑を行います。

質疑される方はございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

川端龍雄議長

以上で質疑を終わります。

次に、議案第10号 紀北町税条例の一部を改正する条例についての質疑を行います。

質疑される方はございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

川端龍雄議長

以上で質疑を終わります。

次に、議案第12号 三重県自治会館組合の共同処理する事務の変更及び三重県自治会館組合規約の変更に関する協議についての質疑を行います。

質疑される方はございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

川端龍雄議長

以上で質疑を終わります。

次に、議案第13号 三重県市町職員退職手当組合を組織する地方公共団体の数の減少に関する協議についての質疑を行います。

質疑される方はございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

川端龍雄議長

以上で質疑を終わります。

次に、議案第14号 三重県市町職員退職手当組合の規約の変更に関する協議についての質疑を行います。

質疑される方はございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

川端龍雄議長

以上で質疑を終わります。

次に、議案第16号 平成20年度紀北町一般会計補正予算(第4号)について、総務財政常任委員会にかかる部分についての質疑を行います。

質疑される方はございませんか。

15番 中津畑正量君。

15番 中津畑正量議員

委員長に1点だけお聞きします。この補正予算の56ページにあらうかと思うんですが、新町のですね、消防詰所の改修ということで、さきほど報告されておりました。この場所は旧長島郵便局の建屋だったと思います。それで今、消防車を入れるための改修だということでしたんですが、当場所は避難場所にもなっておられると思うんです、新町の。ところが、あそこは随分2階は書庫入れになってますね。大半が書庫入れになってます。避難場所としてはあの2階に避難しなければならないんですが、大変狭い状況がありますし、裏山へ逃げるにもそのすぐ2階から逃げられるようなシステムでないと、袋小路になって大変危険な避難場所なんです。そこら辺の論議があわせてなかったのかどうか、改修されるようなこともなかったのか、トイレの件も含めて再度お聞きします。

川端龍雄議長

総務財政常任委員長 北村博司君。

総務財政常任委員長 北村博司議員

中津畑議員のご質問にお答えいたします。この元紀伊長島郵便局の跡を改修したものであります。今回、消防団用の車両1台を入れるために、改修する費用が大半でございます。トイレのことはですね、実はあそこは新町だけやなしに、平岩町を含めてその住民が避難する場所ですけれども、以前に災害時に避難したときに外のトイレしかない、内部のトイレは使えないようになっているという住民の要望がございまして、確かに雨が降って、土砂降りとかそういうときに災害時に外へ行くというのは、大変これはお年寄りにとっては大変なことです。

それで、その時点で、もうすでにトイレはですね、中へ簡易トイレを配置したということで、今回、その確認が行われました。中のトイレを使えるようにしたということでございます。

それと、裏山に逃げられんというのは、これは実はここを集会所にするときからの議論です。ただ、今回の常任委員会ではこの議論は出ておりません。当初からその点は指摘されている問題です。ただ、審議の中にはございませんでした。はい、以上です。

川端龍雄議長

中津畑正量君。

15番 中津畑正量議員

わかりました。ただ、トイレの件についてはですね、すごい段差になっているんですね、あ

そこ。高くなっているんです。それでお年寄りの方がおトイレする場合には、非常に危ないとか、やりにくいという、できないというような話も出るくらい高くなっているんですね。そこを改修したということなんでしょうか。お年寄りでも使いやすくなるように改修したというこの論議があったかどうか、お聞かせ願いたいと思います。使えるだけになったということなんですか。

川端龍雄議長

総務財政常任委員長 北村博司君。

総務財政常任委員長 北村博司議員

使えるようになったということで、その話は出ておりませんし、中津畑議員は現場をご覧になったんでしょうけども、その辺の確認は行われておりません。

川端龍雄議長

ほかに質疑される方はございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

川端龍雄議長

以上で質疑を終わります。

次に、議案第22号 平成21年度紀北町一般会計予算について、総務財政常任委員会にかかる部分についての質疑を行います。

質疑される方はございませんか。

11番 入江康仁君。

11番 入江康仁議員

総務常任委員長にお尋ねいたします。

この一般会計予算のところですね、ZTVに関する質疑があったと思うんですね。その中で、質疑の中でこのZTVの放映についてはですね、予算の削減についての意見と、それから放映時間の短縮等の意見が出ていたと思うんですが、この点についてさっき出ていたという事実がありましたね、報告はね。それちょっと確認します。

川端龍雄議長

総務財政常任委員長 北村博司君。

総務財政常任委員長 北村博司議員

時間の短縮についての議論はございました。

11番 入江康仁議員

予算の削減はなかったの。

総務財政常任委員長 北村博司議員

予算の削減ということやないんです。時間の短縮すれば予算も減るんじゃないかという、はい。

川端龍雄議長

11番 入江康仁君。

11番 入江康仁議員

そういう意見の中でですね、これははっきり言って、今この開かれた議会、開かれた行政、町政ということですね、大変このZTVはですね、今、紀北町の町民の皆さんに、大変この重要がられている番組であると思うんですね。そしてこの議会の放映等によってはですね、この議会の放映を楽しみにしているという人もたくさんおると思うんです。

それは、やはり視聴率ということにつながってくると思うんですけど、この視聴率の高さというもの、視聴率の高いというようなことの反対意見もなかったですか、高いということは、いかに町民がこのZTVを楽しみに見ているということなんでね。やはり短縮するような意見と、それに対する予算が削減するというのは相反する意見を言っているんで、それに対して、これに対する反対意見がなかったのか。

また、この言った委員はですね、この視聴率の高さというものをどのように理解してお中で質問したのか、もしそういう内容があったらちょっと聞かせていただきたいと思います。

川端龍雄議長

総務財政常任委員長 北村博司君。

総務財政常任委員長 北村博司議員

お答えします。今回、このZTVの関係の議論は、要するに早朝6時から深夜12時まで時間帯で放送していると、ところが深夜、夜遅く町民はほとんど見てないのではないかという視点から、その深夜にわたる部分を短縮したらケーブルテレビのほうへ支払っている委託料が、少しでも少なくなるのではないかという視点からのご発言でありまして、担当課のほうでは時間を縮めたからといって、委託料は安くなるわけではないと、全体として1チャンネル分を買い取っておるんで、時間の長い短いは関係ないというように思うということでありました。

ですから、例えば、議会放送が大変町民に好評を博している、おっしゃるとおりですけども、それについて、今回の発言した委員の意図はどこにあるんだというのは、そういう視点からのご発言ではなかったです。深夜でアナウンサー1人何かしゃべっているようで寂しいと、

もう少しその見ていない時間まで放送する必要はないかという指摘でございます。

それが、CO₂対策にもなるんじゃないかと、早よ寝てもらったほうがいいんじゃないかということであろうと思います。以上です。

川端龍雄議長

入江康仁君。

11番 入江康仁議員

その番組戸にとっての議会放映以外のね、番組にとっての朝6時から12時までの、その指摘部分は私も感じる場所あります。だからね、今第一、一番この町民が関心して見ているのは、この議会放映を中心にですね、次にはその間に起こる臨時議会、また全員協議等に対してでも放映してくれという町民の意見があるわけですね。

だから、今の言う議会放映以外のときの6時から12時までというのは、確かにあると思うんですけど、それに対してのやっぱり間にね、こういうような議会放映もやれば、やはりその1チャンネルを貸し切っている中で、予算も付けておる中でですね、いろいろなこの効果が出るんじゃないかと思うんですよね。だから番組に関していつもテロップで流しておるようなことと、毎日やっていることを繰り返すような番組だったら、確かに無駄なところあります。

だから、そういう番組に対しての追加でやるような意見を言ったような、委員会において、意見は出なかったですか。

川端龍雄議長

総務財政常任委員長 北村博司君。

総務財政常任委員長 北村博司議員

ご質疑の趣旨のような議論はございませんでした。

川端龍雄議長

ほかに質疑される方はございませんか。

19番 奥村武生君。

19番 奥村武生議員

19番 奥村武生です。ちょっと聞き取れない部分がちょっとあったんです。引本の赤石のですね、県から管理を任されていると思われるあの敷地ですね。あそこのことについてのその説明があったと思うんです。もう一度ちょっと説明、聞き取れなかったもんですから、お願いしたいと思うんですけど、総務財政の管轄じゃなかったですか。

川端龍雄議長

総務財政常任委員長 北村博司君。

総務財政常任委員長 北村博司議員

奥村議員のお尋ねにお答え申し上げます。

歳入の25ページにある引本野積場の関係だろうと思いますが、そうですね。引本港の野積場という、野積場ですね。

これについてはですね、もう一度ご説明しますけれども、10区画ございまして、主に渡船業者に貸し付けしていると、1区画平均が298㎡で、使用料は年5万3,400円、個人にも貸し付けしているということでございます。

滞納はありません。皆さんお支払いいただいているという、使用料ですね、滞納はありませんという説明でございました。以上です。

川端龍雄議長

奥村武生君。

19番 奥村武生議員

滞納がないということについてですね、非常に安心したわけですが、この主として渡船業者にお貸しをしているということなんですが、この本来はこれは私はできた経緯はですね、よく承知しております。というのは、私の父である奥村純吉が県と交渉して、いろんな形でここを設定したものです。そのときの約束として、漁業をやっている人の、県との約束ですよ、漁業をやっている人についてのみ貸すんだということで、今まできておるわけです。

ところが、先回の私は総務常任委員会にいた関係で、そのこともちょっと質問しましたが、そのところが漁業者、それは貸している部分もあるんでしょうけども、車を置く場所になってたりですね、あるいは漁業と関係のない人が置いている部分もあるわけですよ。あるいはそこを借りたい人はたくさんあるはずなんですよ、漁業者で。このことについての質問は出なかったですか。

川端龍雄議長

総務財政常任委員長 北村博司君。

総務財政常任委員長 北村博司議員

お尋ねの件については、質疑はございませんでした。担当課長がこの場で聞いておりますので、十分、議員の趣旨は伝わったかと思えます。

川端龍雄議長

ほかに質疑される方はございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

川端龍雄議長

以上で質疑を終わります。

これで、総務財政常任委員会にかかる案件について、委員長報告に対する質疑を終了します。

川端龍雄議長

続きまして、教育民生常任委員会にかかる案件についての質疑を行います。

議案第9号 紀北町集会所条例の一部を改正する条例についての質疑を行います。

質疑される方はございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

川端龍雄議長

以上で質疑を終わります。

次に、議案第16号 平成20年度紀北町一般会計補正予算(第4号)について、教育民生常任委員会にかかる部分についての質疑を行います。

質疑される方はございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

川端龍雄議長

以上で質疑を終わります。

次に、議案第17号 平成20年度紀北町国民健康保険事業特別会計補正予算(第3号)についての質疑を行います。

質疑される方はございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

川端龍雄議長

以上で質疑を終わります。

次に、議案第18号 平成20年度紀北町老人保健特別会計補正予算(第2号)についての質疑を行います。

質疑される方はございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

川端龍雄議長

以上で質疑を終わります。

次に、議案第19号 平成20年度紀北町後期高齢者医療特別会計補正予算(第2号)について

の質疑を行います。

質疑される方はございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

川端龍雄議長

以上で質疑を終わります。

次に、議案第20号 平成20年度紀北町介護サービス事業特別会計補正予算(第2号)についての質疑を行います。

質疑される方はございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

川端龍雄議長

以上で質疑を終わります。

次に、議案第22号 平成21年度紀北町一般会計予算について、教育民生常任委員会にかかる部分についての質疑を行います。

質疑される方はございませんか。

19番 奥村武生君。

19番 奥村武生議員

同じ教育民生でございますけども、聞いてください。ほかの議員の皆さんの方からですね、指摘されたことなんです。ダイオキシンを含む有機化合物について、相当の論議がされたわけですけども、このことがですね、報告の中にないという、なぜないんですかということ、私自身が他の議員から言われましたので、割愛し過ぎなんです、これは。割愛をしてもらったら困るということをお願いしたいので、再度このときのやりとりを説明してくださいということ。

それから、総合的にですね、相当な時間をとったはずなんです。8時までかかったわけです。しかしながら、割愛しすぎの部分があるということは指摘をしておきます。そのダイオキシンを含む有機化合物について、きちっと説明してください。

川端龍雄議長

これはあくまでも委員長報告に対する質疑なので、委員長はそれに対して答弁する、せんは別に、委員会のことですから。

教育民生常任委員長 岩見雅夫君。

教育民生常任委員長 岩見雅夫議員

議事進行にかかわる部分もあるかと思うんですけども、委員長報告につきましてはですね、教育民生常任委員会におきまして、最後に報告についてはですね、委員長に一任するという議決をいただいております。その趣旨に沿ってですね、私は委員長報告をさせていただいておりますので、さきほどの委員長報告でですね、述べたのが私の委員長報告であります。

質問者のほうからですね、割愛されている部分があるんじゃないかという意見がありました。が、当人も教育民生常任委員でありますので、その点はですね、ご了解をいただきたいと思います。

川端龍雄議長

ほかに質疑される方はございませんか。

17番 松永征也君。

17番 松永征也議員

この件について、改めて質問したいと思います。

81ページの生活環境影響調査委託料 581万 1,000円ですね。この事業ですね、ごみ処理場を海山リサイクルセンターに一本化しようとするもので、地元の説明するための調査だということでもありますね。海山リサイクルセンターはですね、ご承知のように2年ほど前にダイオキシンが基準値の3倍超える数値が検出されて、周辺の住民の皆さんにですね、不安とかご迷惑をかけてきたわけであります。

それで今はですね、このような施設はですね、全国的にも、もう建設されていないということですね。このような施設に今のごみの量を処理しようとするものであります。慎重にね、検討していくべき事業であろうと思うんですが、所管のですね、教育民生常任委員会では、どのような質疑がされたのか、お聞きをいたします。

川端龍雄議長

教育民生常任委員長 岩見雅夫君。

教育民生常任委員長 岩見雅夫議員

それでは、ただいまの質疑にお答えいたします。この件につきましては、本会議でもですね、RDFの引取料が値上がりしていくという面もありまして、この経費の節減を目的にしたですね、リサイクルセンターを統合していくという話が出ておりましたので、教育民生委員会におきましてもですね、この点が質疑の中で出されました。

まず、このリサイクルセンターの統合計画を示していただきたい。そのことを考えるべきではないかという質疑があったわけですけども、この点につきましてはですね、担当課長のほう

からはリサイクルセンターの統合の問題についてはですね、経費の面から考えると、海山リサイクルセンターに統合するほうがですね、有利でありますけれども、この問題については地元のですね、理解と同意を得ることを最優先に考えていきたいと、こういう点が示されました。

したがって、いつごろまでという事業計画はですね、今のところ持っておりません。まず地元話をさせていただいてですね、ある程度の土壌が醸成されてからさせていただきたいというのが、最初の課長の答弁でした。

さらに引き続いて、委員のほうからですね、これは地元のほうに話をするにしても、ある程度行政改革の1つの問題でもあり、始めるにあたってどういう趣旨で行うのか、このままでは将来これだけの費用がかかるけれども、統合することによってこれだけ節減できるといった問題もですね、説明していかないと現地説明だけではですね、話が進んでいかないのではないかと、委員からの指摘もありました。それらの意見を聞いたうえでですね、スタートになると、いつ統合できるのかわからないから、もっと地元意見を聞くのについても、計画が必要ではないかという委員からの意見もありました。

このうえでですね、重ねて課長のほうからは事業を進めるうえでですね、計画を立てて進めるということは大事なことだとは思いますが、やはり地元の方の気持ちを一番大事に考えていきたいので、この場でですね、いつまでこれを行うというふうな計画を説明、提案するのは難しいというのが、担当課長の意見であります。

地元の感触がですね、前向きであることが十分に確認でき次第ですね、この問題については具体的に考えていきたい、こういう論議がなされました。以上です。

川端龍雄議長

松永征也君。

17番 松永征也議員

大変、よくわかりました。その地元で説明するということなんですが、その地元の範囲なんですけどもね、小松原地区は当然なんですけども、風下にあたる新田とか、中里地区ですね、この辺に対しても説明すべきであると思うんですが、そのような質疑はなかったのか、どうなのか、お聞きしたいです。

川端龍雄議長

教育民生常任委員長 岩見雅夫君。

教育民生常任委員長 岩見雅夫議員

ただいまの再質疑なんですけども、今、私が申し上げたようにですね、地元意見といってもです

ね、なかなか進まないから、そのためにもですね、もっと説明の計画自体も必要ではないかという意見も出ましたんですけども、委員長報告に対する質疑としてはですね、さきほど私が申し上げたような点から委員のほうからですね、質疑があったと。

そして、担当課長としてもですね、地元の感触が前向きであるということを十分確認でき次第ですね、進めていきたいという話で、提案内容についての提案者の質疑にあるような点まではですね、これ以上は論議はされませんでした。以上です。

川端龍雄議長

ほかに質疑される方はございませんか。

3番 近澤チヅル君。

3番 近澤チヅル議員

乳幼児医療費のことで質問いたします。小学校卒業まで無料にするべきだという意見があったということですが、今までやっと小学校入学前までに当町もなりまして、その次に目標にするのはやはり小学校卒業までだと思うんですが、小学校入学すると健康になり、対象の年齢が倍になるからといって費用が倍になるとは考えられないのですが、そのような費用についても検討されて小学校卒業までできないということの返事だったのかどうか、お伺いいたします。

川端龍雄議長

教育民生常任委員長 岩見雅夫君。

教育民生常任委員長 岩見雅夫議員

ただいまの住民課所管分ですね、乳幼児の医療費の問題ですけども、この乳幼児医療費県助成金についてですね、対象者をさらに義務教育就学前までになっているけれども、町独自ですね、卒業まで拡大できないかという意見が出されました。

この点についてはですね、さらにこの補助を拡大してですね、福祉を充実されるという意見で出されたと思われませんが、この点につきまして、課長のほうからはですね、現在の就学前までの児童を対象にしておると、県の補助もそれに対して2分の1を補助をするものであって、現在の対象を拡大した場合は、その残りの全額分についてですね、町が負担することになるので、町としては現時点では特に財政も厳しいことから、平成21年度については拡大するという考えはないという答弁にとどまっております。

川端龍雄議長

近澤チヅル君。

3番 近澤チヅル議員

そういう答弁にとどまったということですが、今の説明の中でも、県がそうなったら県が半額補助して、県の制度で卒業までになったら、当町も実現が早くなるわけですが、県にそういうような要望もしていきたいというような討議はなかったのでしょうか。

川端龍雄議長

教育民生常任委員長 岩見雅夫君。

教育民生常任委員長 岩見雅夫議員

今、報告したようにですね、そこまでは答弁はありませんでした。私がとどまっておりますというふうに申し上げたんですけれども、平成21年度については拡大するという考えは持っていないということで、現状報告にとどまっております。

川端龍雄議長

ほかに質疑される方はございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

川端龍雄議長

以上で質疑を終わります。

次に、議案第23号 平成21年度紀北町国民健康保険事業特別会計予算についての質疑を行います。

質疑される方はございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

川端龍雄議長

以上で質疑を終わります。

次に、議案第24号 平成21年度紀北町老人保健特別会計予算についての質疑を行います。

質疑される方はございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

川端龍雄議長

以上で質疑を終わります。

次に、議案第25号 平成21年度紀北町後期高齢者医療特別会計予算についての質疑を行います。

質疑される方はございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

川端龍雄議長

以上で質疑を終わります。

次に、議案第26号 平成21年度紀北町介護サービス事業特別会計予算についての質疑を行います。

質疑される方はございませんか。

12番 平野隆久君。

12番 平野隆久議員

委員長報告の中で、工事請負費、当直室増築、給食厨房の改修で 560万円と予算書に載っておるんですが、56万円。またあと特殊浴槽 1,000万円と載っているんですが、100万円というふうに報告されたような気がするんですけども、ちょっと確認をお願いします。

川端龍雄議長

教育民生常任委員長 岩見雅夫君。

教育民生常任委員長 岩見雅夫議員

申し訳ありません。今の質疑ですけれども、備品購入についてですね 1,000万円です。ちょっと単価のところ間違いました。読み間違いましたので 1,000万円に訂正願いたいと思います。

川端龍雄議長

ほかに質疑される方はございませんか。

6番 北村博司君。

6番 北村博司議員

今の特種浴槽ですね、1,000万円ですか。1,000万円ですか、特種浴槽は1,000万円もするんですか。非常に高価なもんです。これですね、多分、委員長はご存じだと思いますけれどもね、尾鷲高校長島校に非常に福祉科、介護の実施のために大変立派な施設が揃っているんですよ。特種浴槽もあるんですよ。それでもうすでにですね、閉校が決まっております、来年3月には閉校されるんですよ。そういうわざわざこの時期に、高額なものを買わなくても、これは私は長島高校はもう目の前で閉校するんですから、いただいて有効活用すべきのように思いますがね。そういう議論をなされてないんですか。

当然、町はそういう議論も、町自体がそういうことを考えてないということになりますかね、1,000万円もするものを。立派な施設ですよ、県が購入したもんですから。そういう念頭にもなかったですか、そういう議論全くなかったですか。

川端龍雄議長

教育民生常任委員長 岩見雅夫君。

教育民生常任委員長 岩見雅夫議員

念頭になかったかと言われるとですね、いささか困るんですけども、この福祉保健課関係のですね、本議案について特殊浴槽の問題について、2点委員から意見が出されました。1つは特殊浴槽についてですね、入札するのかどうかという点と、それからただいま申し上げましたように、価格の問題で備品購入についてですね、1,000万円の浴槽を購入してすると、これは仮にですね、民間委託となった場合に備品はどうなるのかと、経緯を聞きたいということでですね、質疑と答弁がなされました。特殊浴槽の問題についてはですね、以上2点が教育民生委員会で論議された点であります。委員長報告としては、

6番 北村博司議員

そういう議論はなかったですか。

教育民生常任委員長 岩見雅夫議員

そこまでしか、論議はなされておりません。

川端龍雄議長

ほかに質疑される方はございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

川端龍雄議長

以上で質疑を終わります。

次に、議案第28号 平成20年度紀北町一般会計補正予算(第5号)について、教育民生常任委員会に関する部分についての質疑を行います。

質疑される方はございませんか。

6番 北村博司君。

6番 北村博司議員

この定額給付金に関連してお尋ねします。本会議質疑の中で、どなたでしたっけね、基準日の2月1日のあと、2日以降に亡くなった方にも、支給日までにもうすでに亡くなられておる方にも支給されるというような確認されている。

それで、私、今日ですね、今朝、住民課で確認したんですが、2月2日から28日までの生れた赤ちゃんが6人、それから3月1日から本日までで2人、たった2人ですね。合計8人です。この現実に支給されるのは4月ですね。その時点で、この町の住民であるのに支給されない仕組みになっておりますが、これに対する論議はなかったですか。

と申し上げますのは、隣の尾鷲市で、先般の本会議、この補正予算の本会議質疑の中で、う

ちと似たようなもんですわ。尾鷲市も5人生れておるだけですわ、2月で。それで支給日まで精々10人か15人、高々30万円ぐらいの話ですが、単独事業でやるべきでないかと、全国的に土佐清水市とか、いくつかの市町は実施するんですよ。そういう議論はなかったですか。

川端龍雄議長

教育民生常任委員長 岩見雅夫君。

教育民生常任委員長 岩見雅夫議員

この支給基準日の問題はですね、私も一般的には承知しておりますけれども、この委員長報告でしましたように、今後の手続きの迅速化、そういう点についてですね、委員会から要望がありまして、さきほど報告したように、この事業についての準備計画、そういったものが課長から報告がされました。

しかし、質疑の内容ではですね、ただいまの基準日の問題に沿ってですね、支給対象の人が拡大する問題とか、いろんなそういった点についてはですね、本委員会でのこの議案についての審議はありませんでした。

これは質疑でね、やっていただくべきではなかったかと思えますけれども、委員長報告についてはですね、以上報告したとおりであります。

川端龍雄議長

北村博司君。

6番 北村博司議員

私が本会議で質疑すべきやないかと言っているように聞こえますが、ちょっとそれは委員長の答弁としてはちょっと間違いじゃないですか。私は、委員会で現実に生れている子どもたちに、たとえ町単で、現実には町単になるわけですが、国の枠組みの中にはないですから、そういう議論がなかったかとお尋ねしておるんで、そんな言い分があったら本会議で自分で質疑すべきやという言い方は、委員長報告としてはいかがですか。私は間違いだと思いますよ。

川端龍雄議長

教育民生常任委員長 岩見雅夫君。

教育民生常任委員長 岩見雅夫議員

委員長報告に対する質疑なのでですね、そのように重ねて理解を求めたいということでしたわけですが、今、北村議員からですね、ご指摘のあったような点については、委員会でのですね、審議はありませんでした。迅速化の問題とかですね、そういった問題については論議がされましたけれども、その点はありませんので、委員長報告としては以上のとおりです。

6番 北村博司議員

訂正してください。さきほどの発言。本会議で質疑すべきやないかという反論ありましたけども。

教育民生常任委員長 岩見雅夫議員

取り下げておきます。

川端龍雄議長

ほかに質疑される方はございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

川端龍雄議長

以上で質疑を終わります。

これで教育民生常任委員会にかかる案件について委員長報告に対する質疑を終了します。

川端龍雄議長

続きまして、産業建設常任委員会にかかる案件についての質疑を行います。

議案第11号 紀北町都市公園条例の一部を改正する条例についての質疑を行います。

質疑される方はございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

川端龍雄議長

以上で質疑を終わります。

次に、議案第15号 紀北町森林公園オートキャンプ場の指定管理者の指定についての質疑を行います。

質疑される方はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

川端龍雄議長

以上で質疑を終わります。

次に、議案第16号 平成20年度紀北町一般会計補正予算(第4号)について、産業建設常任委員会にかかる部分についての質疑を行います。

質疑される方はございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

川端龍雄議長

以上で質疑を終わります。

次に、議案第21号 平成20年度紀北町水道事業会計補正予算（第2号）についての質疑を行います。

質疑される方はございませんか。

19番 奥村武生君。

19番 奥村武生議員

ちょっとお聞きするの申し訳ない。これのことに関しては、今ここでよろしかったかいね。水道の延長の、ここでよろしい。ちょっとわからんで申し訳ないんですけど、この。

川端龍雄議長

これって言っても何て言ってもいいか全然わかりませんね。

19番 奥村武生議員

配水管布設工事は、補正で出ていたような気がするんやけども。

質問、ちょっと質疑させていただきます。町道古里江の浦線上水道配水布設工事についてですね、先回に長島の長島造船の横のそのサークルKのところから真っ直ぐ水道管を上にあげてきて布設をして、古里長島間の旧トンネルの中に16mmのパイプをはわせてあるものについて、そこへ直接持っていくべきだという意見が随分出て、私も発言をしたつもりですけども、そのことについての、それとこのことについての関連性について質問がなかったでしょうか。

川端龍雄議長

産業建設常任委員長 島本昌幸君。

産業建設常任委員長 島本昌幸議員

奥村議員の質問にお答えいたします。

奥村議員の質問内容は当初予算になっていると思うんですけども、そのような質疑はありませんでした。

川端龍雄議長

ほかに質疑される方はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

川端龍雄議長

以上で質疑を終わります。

次に、議案第22号 平成21年度紀北町一般会計予算について、産業建設常任委員会にかかる部分についての質疑を行います。

質疑される方はございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

川端龍雄議長

以上で質疑を終わります。

次に、議案第27号 平成21年度紀北町水道事業会計予算についての質疑を行います。

質疑される方はございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

川端龍雄議長

以上で質疑を終わります。

次に、議案第28号 平成20年度紀北町一般会計補正予算(第5号)について、産業建設常任委員会にかかる部分についての質疑を行います。

質疑される方はございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

川端龍雄議長

以上で質疑を終わります。

これで、産業建設常任委員会にかかる案件について、委員長報告に対する質疑を終了します。

以上で、各常任委員長報告に対する質疑を終了します。

川端龍雄議長

これより、各議案の討論、採決に入ります。

日程第3

川端龍雄議長

日程第3 議案第3号 紀北町交通安全対策事業基金条例を議題といたします。

討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

(「なし」と呼ぶ者あり)

川端龍雄議長

次に、原案に賛成者の発言を許します。

(「なし」と呼ぶ者あり)

川端龍雄議長

これで討論を終了し、採決いたします。

本件に対する委員長の報告は可決とするものであります。

お諮りします。

日程第3 議案第3号 紀北町交通安全対策事業基金条例については、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(全 員 挙 手)

川端龍雄議長

挙手全員です。

したがって、本案は委員長報告のとおり、可決することに決定しました。

日程第4

川端龍雄議長

日程第4 議案第4号 紀北町情報公開条例の一部を改正する条例を議題といたします。

討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

(「なし」と呼ぶ者あり)

川端龍雄議長

次に、原案に賛成者の発言を許します。

(「なし」と呼ぶ者あり)

川端龍雄議長

これで討論を終了し、採決いたします。

本件に対する委員長の報告は可決とするものであります。

お諮りします。

日程第4 議案第4号 紀北町情報公開条例の一部を改正する条例については、委員長報告

のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(全 員 挙 手)

川端龍雄議長

挙手全員です。

したがって、本案は委員長報告のとおり、可決することに決定しました。

日程第 5

川端龍雄議長

日程第 5 議案第 5 号 紀北町個人情報保護条例の一部を改正する条例を議題といたします。
討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

(「な し」と呼ぶ者あり)

川端龍雄議長

次に、原案に賛成者の発言を許します。

(「な し」と呼ぶ者あり)

川端龍雄議長

これで討論を終了し、採決いたします。

本件に対する委員長の報告は可決とするものであります。

お諮りします。

日程第 5 議案第 5 号 紀北町個人情報保護条例の一部を改正する条例については、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(全 員 挙 手)

川端龍雄議長

挙手全員です。

したがって、本案は委員長報告のとおり、可決することに決定しました。

日程第 6

川端龍雄議長

次に、日程第 6 議案第 6 号 紀北町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例を議題といたします。

討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

7 番 玉津充君。

7 番 玉津充議員

議案第 6 号 紀北町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例について、反対討論を行います。

勤務時間の短縮は、賃上げであります。1 日 15 分の短縮は 3.125% の賃上げとなります。そしてこの仕事の効率を 3.125% 上げないと、人件費のアップとなり、財政を圧迫することになります。また、15 分は全職員にしてみますと、大変な時間になります。正規職員 229 名、臨時職員 145 名、全職員 374 名、これを 15 分を掛けますと、93.5 時間となります。

したがって、これを人区に直しますと、11.7 人です。さきほど言いましたように、仕事の効率を上げないと、これだけですな残業時間が増え、人件費が増えるということになるわけです。

したがって、仕事の効率を上げるための具体的な方策なくして、賛成することはできません。今回はこの方策の説明や審議の過程で議論が行われませんでした。厳しいと思われるかもしれませんが、民間ではごく当たり前のことなのです。議案の再審議が必要であると思います。以上です。

川端龍雄議長

次に、原案に賛成者の発言を許します。

(「なし」と呼ぶ者あり)

川端龍雄議長

次に、原案に反対者の発言を許します。

(「なし」と呼ぶ者あり)

川端龍雄議長

これで討論を終了し、採決いたします。

本件に対する委員長の報告は可決とするものであります。

お諮りします。

日程第6 議案第6号 紀北町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例については、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(多 数 挙 手)

川端龍雄議長

挙手多数です。

したがって、本案は委員長報告のとおり、可決とすることに決定しました。

日程第7

川端龍雄議長

次に、日程第7 議案第7号 紀北町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例を議題といたします。

討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

(「な し」と呼ぶ者あり)

川端龍雄議長

次に、原案に賛成者の発言を許します。

(「な し」と呼ぶ者あり)

川端龍雄議長

これで討論を終了し、採決いたします。

本件に対する委員長の報告は可決とするものであります。

お諮りします。

日程第7 議案第7号 紀北町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例については、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(全 員 挙 手)

川端龍雄議長

挙手全員です。

したがって、本案は委員長報告のとおり、可決とすることに決定しました。

日程第 8

川端龍雄議長

次に、日程第 8 議案第 8 号 紀北町一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例を議題といたします。

討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

(「なし」と呼ぶ者あり)

川端龍雄議長

次に、原案に賛成者の発言を許します。

(「なし」と呼ぶ者あり)

川端龍雄議長

これで討論を終了し、採決いたします。

本件に対する委員長の報告は可決とするものであります。

お諮りします。

日程第 8 議案第 8 号 紀北町一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例については、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(全 員 挙 手)

川端龍雄議長

挙手全員です。

したがって、本案は委員長報告のとおり、可決とすることに決定しました。

日程第 9

川端龍雄議長

次に、日程第9 議案第9号 紀北町集会所条例の一部を改正する条例を議題といたします。
討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

(「なし」と呼ぶ者あり)

川端龍雄議長

次に、原案に賛成者の発言を許します。

(「なし」と呼ぶ者あり)

川端龍雄議長

これで討論を終了し、採決いたします。

本件に対する委員長の報告は可決とするものであります。

お諮りします。

日程第9 議案第9号 紀北町集会所条例の一部を改正する条例については、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(全 員 挙 手)

川端龍雄議長

挙手全員です。

したがって、本案は委員長報告のとおり、可決とすることに決定しました。

日程第10

川端龍雄議長

次に、日程第10 議案第10号 紀北町税条例の一部を改正する条例を議題といたします。
討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

(「なし」と呼ぶ者あり)

川端龍雄議長

次に、原案に賛成者の発言を許します。

(「なし」と呼ぶ者あり)

川端龍雄議長

これで討論を終了し、採決いたします。

本件に対する委員長の報告は可決とするものであります。

お諮りします。

日程第10 議案第10号 紀北町税条例の一部を改正する条例については、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(全 員 挙 手)

川端龍雄議長

挙手全員です。

したがって、本案は委員長報告のとおり、可決とすることに決定しました。

日程第11

川端龍雄議長

次に、日程第11 議案第11号 紀北町都市公園条例の一部を改正する条例を議題といたします。

討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

(「なし」と呼ぶ者あり)

川端龍雄議長

次に、原案に賛成者の発言を許します。

(「なし」と呼ぶ者あり)

川端龍雄議長

これで討論を終了し、採決いたします。

本件に対する委員長の報告は可決とするものであります。

お諮りします。

日程第11 議案第11号 紀北町都市公園条例の一部を改正する条例については、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(全 員 挙 手)

川端龍雄議長

挙手全員です。

したがって、本案は委員長報告のとおり、可決とすることに決定しました。

日程第12

川端龍雄議長

次に、日程第12 議案第12号 三重県自治会館組合の共同処理する事務の変更及び三重県自治会館組合規約の変更に関する協議についてを議題といたします。

討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

(「な し」と呼ぶ者あり)

川端龍雄議長

次に、原案に賛成者の発言を許します。

(「な し」と呼ぶ者あり)

川端龍雄議長

これで討論を終了し、採決いたします。

本件に対する委員長の報告は可決とするものであります。

お諮りします。

日程第12 議案第12号 三重県自治会館組合の共同処理する事務の変更及び三重県自治会館組合規約の変更に関する協議については、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(全 員 挙 手)

川端龍雄議長

挙手全員です。

したがって、本案は委員長報告のとおり、可決とすることに決定しました。

日程第13

川端龍雄議長

次に、日程第13 議案第13号 三重県市町職員退職手当組合を組織する地方公共団体の数の減少に関する協議についてを議題といたします。

討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

(「な し」と呼ぶ者あり)

川端龍雄議長

次に、原案に賛成者の発言を許します。

(「な し」と呼ぶ者あり)

川端龍雄議長

これで討論を終了し、採決いたします。

本件に対する委員長の報告は可決とするものであります。

お諮りします。

日程第13 議案第13号 三重県市町職員退職手当組合を組織する地方公共団体の数の減少に関する協議について、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(全 員 挙 手)

川端龍雄議長

挙手全員です。

したがって、本案は委員長報告のとおり、可決とすることに決定しました。

日程第14

川端龍雄議長

次に、日程第14 議案第14号 三重県市町職員退職手当組合の規約の変更に関する協議について議題といたします。

討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

(「なし」と呼ぶ者あり)

川端龍雄議長

次に、原案に賛成者の発言を許します。

(「なし」と呼ぶ者あり)

川端龍雄議長

これで討論を終了し、採決いたします。

本件に対する委員長の報告は可決とするものであります。

お諮りします。

日程第14 議案第14号 三重県市町職員退職手当組合の規約の変更に関する協議について、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(全 員 挙 手)

川端龍雄議長

挙手全員です。

したがって、本案は委員長報告のとおり、可決とすることに決定しました。

日程第15

川端龍雄議長

次に、日程第15 議案第15号 紀北町森林公園オートキャンプ場の指定管理者の指定について議題といたします。

討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

(「なし」と呼ぶ者あり)

川端龍雄議長

次に、原案に賛成者の発言を許します。

(「なし」と呼ぶ者あり)

川端龍雄議長

これで討論を終了し、採決いたします。

本件に対する委員長の報告は可決とするものであります。

お諮りします。

日程第15 議案第15号 紀北町森林公園オートキャンプ場の指定管理者の指定について、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(全 員 挙 手)

川端龍雄議長

挙手全員です。

したがって、本案は委員長報告のとおり、可決とすることに決定しました。

日程第16

川端龍雄議長

次に、日程第16 議案第16号 平成20年度紀北町一般会計補正予算(第4号)を議題といたします。

討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

3番 近澤チヅル君。

3番 近澤チヅル議員

議案第16号 平成20年度紀北町一般会計補正予算(第4号)の反対討論を行います。

昨年の秋、小泉改革の源であるアメリカの新自由主義の経済が破綻して、地球規模で金融経済の危機が広がっています。私たちの生活にも深くかかわっている最中であります。そして、日本におきましても党首が変わり、その党首の9月の任期満了までには、総選挙が予想されております。早ければ4月とも5月とも言われております。

そのため、今年の3月補正の対応は昨年までの行革とは全く様変わりしました。近年に例がないものとなっております。国の第2次補正予算を受けた地域活性化・生活対策臨時交付金です。国の総額は6,000億円、紀北町分として2億5,100万円などが計上されております。1月に説明があったということですが、短期間で実施計画を提出しなければならなかったなど、問題点も多くありました。

その端緒な例は、国庫補助事業である移住、定住、交流促進事業2,157万2,000円です。この適用には多くの制約があったにもかかわらず、4日間で決定をしました。公募も行われませんでした。多くの住民の要求を反映しているのかどうか、疑問です。また短期間の計画だからこそ、この上限額の2億5,100万円の3割以内を基金として積んで、2009年度の単独事業に充てることができましたが、紀北町では1割しか基金に積み立てませんでした。

急いで計画を立て、すべてインフラ整備に、いわゆるハード建設事業に限定して計画しております。そのうえ来年度に自由に使えるこの1割の基金も、インフラ整備に盛り込まれました。この交付金はインフラ整備などを進めるためとされておりますが、ハード事業だけでなく、ソフト事業にも使用可能なものでした。

ところが、全くソフト事業については検討もしませんでした。他の自治体では消防法で改正され、義務付けられた火災報知器の全戸設置、住宅リフォームの助成、またプラミア付き地域商品券補助などの事業化もあります。それが無いのは、当町においてはありません。普段からソフト事業について実行しようという計画を持っていないからだと思えます。

今回の事業の中には、旧年度分を前倒しして、緊急の事業も含まれています。これは評価できますが、町民の負担を減らす事業が全くありません。旧年度の予算はこの補正を含む13ヵ月予算となっているという説明でした。前倒しして浮いた財源を住民要求実現に活用することを求め、私の反対討論とします。

川端龍雄議長

次に、原案に賛成者の発言を許します。

12番 平野隆久君。

12番 平野隆久議員

議案第16号 平成20年度紀北町一般会計補正予算（第4号）に対して、賛成の立場で討論を行います。

この補正予算は、国の2次補正予算の地域活性化・生活対策臨時交付金2億5,133万円、地域住宅モデル普及推進事業費補助金2,157万2,000円、安全・安心な学校づくり交付金7,222

万 7,000円によるものが主なものであります。

当議会において、副町長が、この国の2次補正予算の事業内容に関しては、以前から必要であると考えられていた施策を、前倒しで行ったものがほとんどであると述べておりましたが、この答弁を踏まえ、予算書を精査してみても、使用制限枠内での緊急性や優先順位、公平性を見極め、上程されたものがほとんどであろうかと思えます。

ただ、そうかと言って、必ずしもすべてにおいて優先順位や公平性が十分に守られたものであるとも言いきれない点もあります。例えば、地域住宅モデル普及推進事業費補助金 2,157万 2,000円に関しては、補助金を有意義に使うためには公平性を考えて、本来ならば公募して広く門戸を広げなければなりません。しかし、今回の場合、単年度の補助金にもかかわらず、申し込み団体には建設業者が団体に所属していなければならない等の制限があり、しかも、書類提出の締切日が4、5日しかなかったためで、2、3の団体で電話連絡したが、書類提出が日程的に難しかったなどとして参加できず、唯一書類等ができていたこの団体に決定されました。

実際は、この補助金を有効に使いたかった団体や、ほかにもたくさんあると思えます。今回のことを考えると、執行部としてこのような事態になる前に、事前に情報収集をすべきがされていなかったと思われるでも仕方ありません。

この予算については、納得いかない部分もありますが、一部のために補正予算を否決することによって、本来有意義にされるべき施策ができなくなるので、この第16号議案には賛成しますが、今後はこのような公平性に欠けることのないように、事前に対策を講じて緊急性に対処し、優先順位、公平性を十分に考慮した施策を行っていただくということを要望して、議案第16号 平成20年度紀北町一般会計補正予算（第4号）に賛成とさせていただきます。

川端龍雄議長

ほかに、原案に反対者の討論をされる方はございませんか。

11番 入江康仁君。

11番 入江康仁議員

議案第16号 平成20年度一般会計補正予算案（第4号）に対して、反対討論を行います。

移住、定住、交流促進費 2,157万円についてであります。これについては先輩議員からも質疑があったように、国の補正予算に関係した予算に対しての報告もしていただきたいという、町長に注意ともとれる質疑があったが、私も当然であると思えます。

この補正予算は、景気対策としての国の2次補正予算によるものであるが、町が負担しなくても済む予算であり、私はこの予算こそが西山滋様が紀北町に寄附をしていただいた、旧嵐屋

旅館にピッタリ合う予算であると思います。いつもこの旧嵐屋旅館の活用については、いろいろな各種団体からの要望があったと思います。私の聞いているところでは、港市の関係者の人々からの港市に町外から来た人たちの休憩所として、そして歩観会の人たちの休憩場所として、また紀北町熊野古道の語り部の方々の集まる場所として、そして最後は今、新聞紙上によく出ているワイワイ工房の方々が、紀北町のPRを兼ねてよくやってくれています。

私は、この方々のやっていることは、NPO法人に近い活動をやっていると認識しています。私は聞いたところでは、このワイワイ工房は1人の主になる女性のもとに、知らない者同士が自分の持っている趣味で覚えたいろんな技術を、お互いに教えながら集まった人たちでできた工房だと聞いております。

また、その中には弱者と呼ばれる心身障害者の方々、また知的障害者の方々も集まってきているようです。このようにボランティア的な要素が含まれております。また、この方々のためにも、活動拠点としての要素が含む旧嵐屋旅館の活用をすべきであったと思う。

そこで、よく議会の質問で、旧嵐屋別館の活用についても指摘があったが、町長は耐震問題と財政問題があるとして、この旧嵐屋旅館の活用には消極的な答弁ばかりで、積極的な答弁がなかったが、今回、この国の2次補正予算はまさに旧嵐屋旅館の活用に匹敵する予算であると思います。

またそして、応募内容も地方公共団体も応募資格があります。それがなぜ民間団体のNPO法人なのかかわからない。当然、受付け窓口は紀北町であります。ここに3月11日の伊勢新聞の内容によると、同町には1月下旬に要綱が送られてきて、4日後が締め切りだったため、応募することができなかったという、同町内の何人かに打診したところ、具体的な計画や資料を整えていたのは、津市に本拠地を置くNPO法人ピース・オブ・コスモスだけだったと説明した。

この要綱がきたときに、なぜ残業してでも資料をつくり、公募しなかったのか。また町長もこんなときには、臨時議会を用いてでも報告をして、公募するべきであったと思う。こういうときのためにも、また旧嵐屋旅館の活用等について、目的をはっきりしていくべきだと思います。今回、行政よりも民間団体のほうが情報が早かったということは、町長以下、執行部の怠慢な勤務がここに表れていると思う。そういう意味において、また規律をただすためにも、泣いて馬鹿を切るとたとえがあるが、これからのためにもこの一般会計補正予算に対しては反対をいたします。

川端龍雄議長

ほかに、原案に賛成者の討論をされる方はございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

川端龍雄議長

次に、原案に反対の討論をされる方はございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

川端龍雄議長

これで討論を終了し、採決いたします。

本件に対する各委員長の報告は可決とするものであります。

お諮りします。

日程第16 議案第16号 平成20年度紀北町一般会計補正予算(第4号)について、各委員長報告のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(多 数 挙 手)

川端龍雄議長

挙手多数です。

したがって、本案は各委員長報告のとおり、可決とすることに決定しました。

日程第17

川端龍雄議長

次に、日程第17 議案第17号 平成20年度紀北町国民健康保険事業特別会計補正予算(第3号)を議題といたします。

討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

(「なし」と呼ぶ者あり)

川端龍雄議長

次に、原案に賛成者の発言を許します。

(「なし」と呼ぶ者あり)

川端龍雄議長

これで討論を終了し、採決いたします。

本件に対する委員長の報告は可決とするものであります。

お諮りします。

日程第17 議案第17号 平成20年度紀北町国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）について、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

（ 全 員 挙 手 ）

川端龍雄議長

挙手全員です。

したがって、本案は委員長報告のとおり、可決とすることに決定しました。

日程第18

川端龍雄議長

次に、日程第18 議案第18号 平成20年度紀北町老人保健特別会計補正予算（第2号）を議題といたします。

討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

（「な し」と呼ぶ者あり）

川端龍雄議長

次に、原案に賛成者の発言を許します。

（「な し」と呼ぶ者あり）

川端龍雄議長

これで討論を終了し、採決いたします。

本件に対する委員長の報告は可決とするものであります。

お諮りします。

日程第18 議案第18号 平成20年度紀北町老人保健特別会計補正予算（第2号）について、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

（ 全 員 挙 手 ）

川端龍雄議長

挙手全員です。

したがって、本案は委員長報告のとおり、可決とすることに決定しました。

日程第19

川端龍雄議長

次に、日程第19 議案第19号 平成20年度紀北町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）を議題といたします。

討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

3番 近澤チヅル君。

3番 近澤チヅル議員

議案第19号 平成20年度紀北町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）に反対の討論をします。

保険料の確定が計上されておりますが、後期高齢者医療制度の保険料の滞納の問題について、厚生労働省は2月12日、全国の課長会議を開き、後期高齢者医療の資格証の運用基準について、基準案を示しました。

後期高齢者医療制度の導入前は、75歳以上の高齢者は保険証の取り上げの対象ではありませんでした。この制度で後期高齢者を保険証取り上げの対象にしたことに強い批判が起き、国も資格証明書の発行は相当な収入があるにもかかわらず、保険料を納めない悪質な者に限るとしたなど、住民の世論の声を反映しておりますが、何よりも資格証明書を75歳以上の人に発行することは許されません。75歳という年齢で、医療を差別する世界にも類のない制度であります。

この制度廃止を求めて反対討論といたします。議員各位の賛同を求めて終わります。

川端龍雄議長

次に、原案に賛成者の発言を許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

川端龍雄議長

原案に反対者の発言を許します。

(「なし」と呼ぶ者あり)

川端龍雄議長

これで討論を終了し、採決いたします。

本件に対する委員長の報告は可決とするものであります。

お諮りします。

日程第19 議案第19号 平成20年度紀北町後期高齢者医療特別会計補正予算(第2号)について、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(多 数 挙 手)

川端龍雄議長

挙手多数です。

したがって、本案は委員長報告のとおり、可決とすることに決定しました。

日程第18

川端龍雄議長

次に、日程第20 議案第20号 平成20年度紀北町介護サービス事業特別会計補正予算(第2号)を議題といたします。

討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

(「なし」と呼ぶ者あり)

川端龍雄議長

次に、原案に賛成者の発言を許します。

(「なし」と呼ぶ者あり)

川端龍雄議長

これで討論を終了し、採決いたします。

本件に対する委員長の報告は可決とするものであります。

お諮りします。

日程第20 議案第20号 平成20年度紀北町介護サービス事業特別会計補正予算（第2号）について、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

（ 全 員 挙 手 ）

川端龍雄議長

挙手全員です。

したがって、本案は委員長報告のとおり、可決することに決定しました。

日程第21

川端龍雄議長

次に、日程第21 議案第21号 平成20年度紀北町水道事業会計補正予算（第2号）を議題といたします。

討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

（「な し」と呼ぶ者あり）

川端龍雄議長

次に、原案に賛成者の発言を許します。

（「な し」と呼ぶ者あり）

川端龍雄議長

これで討論を終了し、採決いたします。

本件に対する委員長の報告は可決とするものであります。

お諮りします。

日程第21 議案第21号 平成20年度紀北町水道事業会計補正予算（第2号）について、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

（ 多 数 挙 手 ）

川端龍雄議長

挙手多数です。

したがって、本案は委員長報告のとおり、可決とすることに決定しました。

川端龍雄議長

ここで、3時20分まで暫時休憩いたします。

(午後 3時 03分)

川端龍雄議長

休憩前に引き続き、会議を開きます。

(午後 3時 20分)

日程第22

川端龍雄議長

次に、日程第22 議案第22号 平成21年度紀北町一般会計予算を議題といたします。

討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

15番 中津畑正量君。

15番 中津畑正量議員

議案第22号 平成21年度紀北町一般会計予算に対する反対討論を行います。

政府の09年度予算は、国民の苦しみに応えず、大增税へのレールを敷いております。金融危機が社会恐慌という格好で、世界を駆けめぐっておりますけれど、私たちの住むこの紀北町においても社会保障を抑制し、そのうえ雇用を不安がどんどん広がっている社会的弱者の切り捨てや中小企業や漁業者等1次産業に深刻な影響を出しております。

今後、もっともっとひどくなるというエコノミストなんかの論評がされておりますけれど、町が国や県からの悪政から町民の生活を守る防波堤になり得てない。そのことをひとつ指摘し

ておきたいと思います。

国の第2次補正予算、補正予算（第4号）でも前者も言われましたけれど、地域活性化・生活対策臨時交付金が2億5,000万円少々交付されましたけれど、ほとんどがハード事業に使われている。もっとソフト事業に活用し、社会的弱者の生活支援に重点を置いた当初予算に反映させるべきであると考えます。

私ども日本共産党議員団は、12月5日、24項目にわたり、町長にとって当初予算に対して、極めて切実な問題に絞り、要求書を提出し、実現に向けて申し入れを行い、町長と考え方を協議したところでございます。この予算要求の内容は、お年寄りや障害者の方が生活がしやすいまちづくりのために、介護保険料と利用料の軽減、福祉巡回バスの運行、障害者自立支援法の廃止をすべきであるということを申し入れました。また、安心して子育てができるよう、町独自の対策として乳幼児医療費は小学校卒業まで無料化すべき、働く親を助けるために学童保育を充実のための予算を盛り込むべきであると考えます。

3つ目には、雇用の拡大と地域地場産業を守るために、漁業はじめ第1次産業への町の積極的な支援をすべきと考えております。

大きな反対のもう1つの理由は、当初予算にある国民投票名簿調整システム改修委託料115万5,000円が計上されております。この中身は平和憲法を改悪をして、国民投票を現在の20歳から18歳以上に2歳引き下げて国民に投票をしてもらう内容であります。

今、改憲を主張する方が、また憲法を守るその考えと大きな2つの潮流がぶつかっております。改憲の方たちは今まで国がやってきたインド洋の給油活動や、イラクサマワに派兵をし、自衛隊を置いて安全地域であるからという条件の中で派遣をしましたが、迫撃砲が飛んできたり、大変危険な状況もあったと新聞等でも報道されたところであります。

昨今では、ソマリア沖に海賊対策として自衛官が派兵されております。この憲法を改正するという行為は、日本の自衛隊を海外に派兵に導くものであると私は思っております。

一方の平和憲法を守ろうとする9条の会というものが、文化人を発起人にして思想信条を除いて今の憲法を守ろう。全国で約7,000団体がございますけれど、町内でもかあべえの上映や、9条を守る署名活動を活発に行っている団体がございます。私はこの委託料115万5,000円というのは、日本の将来に大変大きな意味を持つものであり、どうしてもこの予算については許せない大きな原因の1つだと考えております。

戦争をしない、させない、この平和憲法を守るためにも、今度の予算、どうしても賛成できない1つの大きな理由に私は思っております。議員諸兄のご賛同を得るよう、心からお願いを

申し上げまして、この場から反対の討論といたします。

川端龍雄議長

次に、原案に賛成者の発言を許します。

(「なし」と呼ぶ者あり)

川端龍雄議長

次に、原案に反対者の発言を許します。

11番 入江康仁君。

11番 入江康仁議員

議案第22号 平成21年度当初予算案について反対討論をいたします。

まず第1に、相賀小学校の改築の予算についてであります。仮称東海地震が叫ばれている現在、この地震から生徒を守るための相賀小学校の改築には、私は賛成であります。しかし、当初の説明では、8億7,000万円の予算であったものが、3月議会が始まる約13日前の2月19日の全員協議会の場において、突然9,000万円の増額の9億6,000万円に増額した予算の報告を受けたことにショックを受けました。これではこの予算を認めるわけにはいきません。

その理由は、まずこの目的は近い将来、来るであろうと叫ばれている東海地震から、子どもたちを守るために実施するのが目的です。それは改築することによって、その地震から子どもたちを守る目的が達成されます。

また、改築することによって、現在の古い校舎で学んでいたものを、改築することによって、環境もがらりと変わって、新しい教室で学べるという生徒にとって二重の喜びが味わえるのです。これで私は当初の目的である地震から生徒を守ること、そして生徒は新しい教室で学べるということで達成ができると思います。それを約1億円という疑惑を生むような突然の9,000万円の増額は、認めるわけにはいきません。財政が苦しい苦しいと言いながら、福祉の予算を1万円、2万円の予算を削減しながら、この9,000万円の増額は何であろうか。

また、町長はこの1億円に近いお金を何とおっておるのですか。自分のお金だったらこのような無駄づかいをしますか。9,000万円と言えば、いいですか町長、町の職員でも、また一般のサラリーマンでもいいです。この人たちが一生に一度建てる家が、30坪の家を1坪50万円としてですね、そして言えばその50万円としての、坪50万円としての予算であれば、立派な家が建ちます。それが6軒も建つんです。それを追加予算の説明では、2部屋間仕切りするだけで2,000万円、そして防災についての説明では新築した校舎の2階は防災を兼ねた避難場所になると言っておきながら、今度は体育館の2階を防災を兼ねた備品置場にと3,500万円という、

そしてプールの改修に 3,500万円という説明でした。

このような疑惑の持つような、また何が潜めているかわからない説明では、約1億円という追加予算は認められない。町民の代表としての審査、審議をする立場にある議員として、町民の大事な税金を説明不明等の中での予算を認めるわけにはいかない。また、無駄づかいとしてわかっているものに対しても、絶対に認めるわけにはいかない。

もう一度言います。町民の皆さん、よく聞いていただきたい。2部屋増すだけで2,000万円です。さきほども言ったように、1坪50万円で30坪の立派な家が1,500万円で建つのです。そしてやすらぎ苑のバスの補助金が海山区と紀伊長島区の両区に200万円ずつ出しても、23年間続けられる予算です。透析をしている患者の補助金もっと増やして、1人5万円ぐらいにしても年間に約2,500万円で済みます。

また、共産党の中津畑議員が言った、町内の巡回バスの予算をとっても、年間1,000万円としても9年間続けられる金額です。また後期高齢者の医療制度に対して、苦しんでいる高齢者の方々に、少しでも補助金を出してやれば、どれほど喜ぶであろうか、また生きた予算になるであろうか、それをわけのわからない追加説明では、私は町民の代表としての町民の皆様、説明ができないこのような予算が認められません。

そして、私は町民の代表としての審査、審議を任されている以上、この追加予算は断じて認めるわけにはいかない。私は町民の皆さんに、また相賀小の保護者の方々にももう一度はっきり言っておきます。地震から生徒を守るための改築費8億7,000万円に対しては賛成であることだけは、はっきり言っておきます。

次に、老人ホームの民間委託については、2月19日の全員協議会においての説明のときに、私は旧紀伊長島町時代には、老人ホーム赤羽寮運営検討委員会、有識者11名を含んだ検討委員会を設置し、今後の運営のあり方について諮問していることの報告を受けて、私は今回はどのような考えでこの民営化の話が出たのかの質問に、町長は内部検討からであるとの答弁をしました。

私は、それは今までの流れの中から考えても、紀伊長島町のときは1つの町でした。今回は旧海山町と合併して、町そのもの自体が大きくなっているのに検討委員会を設けず、内部検討だけというのは逆ではないか。そして今回は海山区の中から委員と有識者の方々も入っていただいて、検討委員会を立ち上げてやるのが筋ではないか。それによって何でも紀伊長島区に施設を持っていく、また予算を持っていくという思いを持っている海山区の人たちに対しての配慮も必要ではないかという意見を言いました。そのようなことを配慮することによって、初め

て紀北町が1つになっていくのではないかという意見も述べさせていただきました。

そして、何よりも町長の任期があと半年である。これは時期から見ても今、あなたの決めることでもない。次の町長が決めることであるという意見も言いました。次の町長の選挙によって、あなたが再任されたら、そのときはこの案件を議会に出しなさいという意見であったと思います。

そして、この案件は検討にあらずとして、説明も最後までしなかったはずで、それを新聞等に民間委託という報道が出てしまったことによって、町民の皆様が大変不安を持っています。現実には白紙の状態であるという町長の答弁であります。それであるのに、老人ホームを民間委託に進めるための予算が入っています。それは三重県から借り入れしている河川用地の赤羽川廃川敷境界確認、土地登記業務委託料、全体の306万4,960円の一部122万5,984円が入ってます。

これは町長が白紙の状態ですという答弁に相反する予算です。こういう予算は町長は議会において提案していただき、議会の議決をとり、方針が決まってからにしてほしい。当然、これも認めるわけにはいかない。

次に、ごみ処理にかかわる予算で、生活環境影響調査委託料の581万1,000円についてであります。説明では紀北町の全体のごみ処理を小松原にあるRDF施設で、処理を一本化するための小松原地区の住民に対する説明資料のためという説明でありました。私はこの予算説明のときに意見として、この予算は認められないと意見を言いました。その理由は、2年前にダイオキシン問題で迷惑をかけた小松原地区の住民の皆さんの不安を取り除いていない現在は、まだ小松原地区での一本化のごみの処理は無理だと考える。

しかし、どうしてもこの小松原のRDFのごみ処理の一本化をやるぞというのであれば、まず、小松原地区の住民の皆様に対して事業説明をして、小松原地区の住民の皆さんの同意を得てから予算を付けるものだと思います。そして同意を得たあとは、小松原地区の住民の皆さんのために、ダイオキシンの不安を取り除くためと、また小松原地区の住民の皆様の健康のためと、そして何か事故でもあったときのために、基礎資料として使用することで必要となるため、生活環境影響調査は必要と思うが、今現在の時点においては、小松原地区の住民の皆様に対して、また、事業説明を行ってない段階での、また小松原地区の住民の同意もとれていない時点における予算である、この生活環境影響調査委託料581万1,000円は、無駄金、死に金になる恐れがあるので反対である。

私は予算質疑の中で、ダイオキシン問題で小松原地区の住民の不安をまだ解消していない時

点で、まだ無理であるという意見を言いました。そして経費節約のためのごみの一本化処理については、周囲に民家のない紀伊長島区のRDF施設を使うのが、一番いいのではないかと質問をいたしました。町長の答弁は、紀伊長島区のRDF施設より、小松原のRDFの施設のほうが、経費が安くなるという答弁でございました。

しかし、町長は町民の皆様は、生命、財産を守り、安全・安心で不安のないまちづくりを公約にやっておられる町長です。私はこの答弁には驚きました。私は安くなるっていったって、何百万円でしょう、それこそ紀北町の住民の皆さんの生命、人体がかかわる大きな問題であるから、経費節減の問題ではなく、周囲に民家がない紀伊長島区でやるのが筋である。また、そういう配慮をするのも、生命、財産を守り、安全・安心で不安のないまちづくりを公約にしている町長の責務だと思います。

最後に、紀伊長島区のRDF施設に一本化しても、今の私の処理経費の積算は5,000万円程度安くなる。そういうことで前段でも言っているように、死に金、無駄金であり、今必要でない予算科目であるから、どうしてもこれは認めるわけにはいかない。以上です。反対討論いたします。

川端龍雄議長

ほかに反対討論をされる方はございませんか。

19番 奥村武生君。

19番 奥村武生議員

賛成討論をするつもりが、反対討論となってしまいました。

反対の討論はですね、私にとって苦渋の選択であります。なぜならば、私が議員になって以来、一貫して主張してまいりました避難道及び避難タワーについてですね、やっとその中原課長等のご尽力もありまして、実現の運びとなったわけですが、当然、これは賛成すべき筋合いのものであるわけですが、この問題については、私は賛成であるとはっきり申し上げておきます。

この単に、山へ逃げる道路とか、公民館、3階への避難道路は一朝一夕にできたわけではございません。私は7回及び8回、尾鷲の県民局へまいりまして、実情をどれだけ説明したかわかりません。そしてやっと理解を、県のほうで理解をいただいて、県の補助金が付いたから、それに合わせて町の補助金が付いたということ、この場で申し上げ、そしてこの2つの施設については、何としてもしてもらわないかんし、賛成であるということをお願いいたします。

そして、なぜ私がこういう重大な問題を横においても、反対討論をしなければならないかという問題につきましては、私の持論でございますRDFの問題でございます。前者議員も申し上げておりましたけども、このダイオキシンを含む有機化合物につきましては、もう率直に申し上げましては、議員の皆さんよりも住民の皆さんのほうが、この有害性を理解しているのではないのでしょうか。

私の家にも直接匿名で何通かの手紙をいただいております。これをやるにはあなたしかいないという意味の内容でございますけども、それでダイオキシンを含む有機化合物についてはですね、かつて何回も申し上げましたけども、ベトナム戦争において密林に潜む開放戦線を一掃するためにですね、アメリカがつくり出した枯葉剤の精製の過程でダイオキシンを含む有機化合物がつくられてきたということです。

そしてそのために、その中で、非常に言いにくいですけど、ベトちゃん、ドクちゃんのような奇形児がですね、できてきたわけです。そしてなおかつ、今度は先回も言いましたけども、PCBだと思ったんですが、PCBプラス何かの化合物によって、6年後にその知能低下が認められた例もあるわけです。引本の重要な問題はありますけども、これはそれを上回るですね、人間の尊厳にかかわるような問題が、他方では予算が付いて執行しようとしているときに、これは何としても反対をせざるを得ない、この予算については反対をせざるを得ないわけであります。

住民の皆さん及び海山区の皆さんには、是非このことについてご理解いただきたいと思うのであります。

それから、そのごみのRDFの一本化につきましてはですね、予算の問題を財政の問題を言っておりますけども、これはこのとおりなんですね。ごみの、私は再三再四ごみの集約化をしろと言っているにもかかわらず、町は何らやっております。やっと生ごみを絞って出してもらって、啓蒙活動をするということにとどまっておるわけです。そして莫大な費用がこれはRDFのその持っていった場合の処理料なんですけども、そのまま県の試算でいきますと、このとおりなんです。

ところが、減量化することによってですね、この下の線にいくわけなんです。ここで莫大なごみが減ればですね、灯油の量とか電気量とか、相当の割愛ができるはずなんです。まずごみの減量をやって、そのうえでというふうに考えないで、現状のまま啓蒙活動だけしておいてですね、なおかつ財政が厳しいから健康障害は承知のうえでやろうというような、言語道断の話については許容できないものであるわけです。

それから、国ですね、政府与党の高速道路を中心としたその道路予算というのが、ある週刊誌によりますと50兆円なんです。ところが医療費の国の国家予算は35兆円なんです。このような現状においてですね、町としては何をやらなくちゃいかんか、これはやっぱり国の非常に貧困なその少子化対策や、医療対策に変わってですね、町はでき得る限りの努力を私はすべきじゃないかと思うんです。

しかるに、乳幼児の負担は小学生前ですか、これは私は委員会でも申し上げましたけども、小学生のときはもう全部やっていただく、あるいは財政が厳しいといってもですね、これは小学校、あるいは中学校卒業する義務教育まで、これはやってやれないことはないと考えられています。

それから、奨学金についてもそのとおりなんです。中学校の校長先生2人からですね、長島から尾鷲校へ通うその交通費ぐらいはあげてほしいと言ったにもかかわらず、何ひとつ今まで放置をしている。こんな教育に対して、果して賛成できると思いますかね、皆さん、住民の皆さん。

あるいは、この間の学校の間切りの問題とか、あるいは防災の問題で観覧席をつけるとか、簡単に、よもや簡単にですね、予算をぼんぼんぼんぼんと計上してきている。しかし、私が言ったような道路、校舎をですね動かして、少なくとも80mにするとか、あるいは視聴覚室の充実とかいうようなことは、一切聞こうとしない。長島高校が現在できたときにですね、高校と小学校は違うけども、音楽室はですね、パート練習ができるように後ろに仕切ってあるはずなんですよ、2つ。そこでその楽器の違う練習とか、あるいはソプラノ、アルト、テノール、バスのような練習をするとか、小学生には馴染まないかもわからんけども、これは当然、小学校の高学年には当然馴染んでくるんですよ。

そういうふうなことを提案をしてもね、何ひとつ受け入れられない。かと言って、突然このような予算が付いてくる。こんなその議員をないがしろにしたようなですね、馬鹿な話はないと思うんですよ。

それから、現在、何回も申し上げましてあります紀北町でですね、250を超えるような各地区から身近な要望が出てきております。ところが、もうあるほかの区の人と話したら、もう完全に投げている。もう何ひとつ実現してないと、今年の3月7日に身近な工事は必要ではないですかというふうに、町長にお尋ねしたところですね、必要であると認識をしている。ところが、今回の予算で出てきたのは1,000万円を切るような身近な工事じゃないですか。これではですね、とても認めよというほうが無理なんじゃないでしょうか。

もう1つは、相小の講堂のその避難についても、この間の委員会等で私はちょっとよくあれを受けて考えましたところ、今、その東南海地震及び津波対策で必要なのはですね、タワーをつくることもいいわけですけども、津波が去ったあと、あるいは大雨が去ったあと、家には帰れない。なかなか帰れない。そこで最低1週間や2週間は、どこかで過ごさなくちゃならない。本来はそれが重要なんですよ、タワーよりも。だとするならば、講堂嵩上げよりも講堂のところへ避難するよりも、集会所を2階建てにするということのほうが、遥かに安上がりでですね、できると思うんですよ。

このようなそのバランスのとれたですね、町政全体を見渡したような予算の計上が全くできていないと私は思うのであります。

最後にですね、小山山側線、及び茂原前山線にしてもそうなんです。このような身近なことができなく、なおかつ引本でも治山の問題で200万円課長が請求したら50万円しか、今年も50万円、50万円で何ができるのでしょうか。先回も何回も山が急傾斜で、県の防護柵があっても山の角度によっては、バウンドによっては落ちてくるんだということを何回も説明しても、今まで聞いていただけなかった。認識をしていただけなかった。

ところが、この間落ちてきた。その防護柵の下をとって、土をとったにもかかわらず落ちてきておるわけですよ。それでやっと認識を課長さんがしたと、こんなことは2年前から言っておるわけです。にもかかわらず、なおかつその治山の整備でこれは引本だけじゃありません。渡利だってそうなんです、急傾斜が。にもかかわらず、こういうふうなことについて、全く予算を付けてない。一体どうなっているのでしょうか。

それで小山山側線についてはですね、あるいは茂原についても、ある人はですね、小山のことを反対すればあなたは票が減りますよとか、あるいは赤羽のことを反対すればですね、また票も減りますよとかいうふうに苦言を呈し、あるいは忠告してくれました人もおりましたけども、私は紀北町全体の議員なんです。全体から公約にあげました財政の健全化を言っている以上ね、これは正論をはいてやらざるを得ないわけですよ。平成16年の秋の大雨のときはですね、日合計雨量が608mmですね。便ノ山で710mm、ところが平成20年の秋の雨量では、ほとんどそれに匹敵する雨量なんです。これは気象庁で取り寄せました。ただ、問題は連続時間の雨量が入っていないという部分、不足している部分があるので、一概にはその雨量で計算できないということは事実なんですけども、これでしたことは事実であってもですね、じゃその相賀の中村電気さんのところの杏林堂さんの前のところへ、小山の人が自分の娘の汐見のところを手伝いに行って歩いてきたと、だったらそのときに杏林堂さんの前のところでは、ひざぐらいだっ

たと、それで橋を越えて一番広い小山の道路へかかったときは、すでに足首まで、もう足首まで水が引いていたと、一緒なんですよ。孤立したというならば、じゃ相賀の腰とか胸にかかったまで降った雨をどうされるんですか、どう解釈するんでしょうか。

こんないびつな予算の付け方はないですよ。緊急費用対効果の面からみても、今、事実上40億円の借金があり、なおかつ年間6,000万円からの、その利子が払わなくちゃならない中で、これまさに人の金だと思って町長はですね、好き放題なことをやっているとしたか考えられないわけでありませう。

そして漁業者への私が前、申し上げておきますけども、引本はかつては37隻、長島でもつい最近でまカツオ船が9隻あったのが、もう6隻なんです。こういう費用対効果のない道路をやめてまでですね、長島のそのカツオ船が御前崎とか近くにきたときに、長島へ入っていただけるなら、往復の重油代の何パーセント、25%なり50%出せばですね。入ってくれるというならば、それは当然長島が漁業が活性化することは目に見えておるわけですよ。

まさに最後でございますけど、そのダイオキシンの問題で、これは申し上げておきますけども、身体へダイオキシンを含む有機化合物は蓄積されます。それでなかなか外へ出ていかない。ところが、母乳の中へ蓄積されたものは、自分が生んだ子どもにはダイオキシンを含む有機化合物のものがどんどん入っていくわけですよ。こんな危険なことを、なおかつやろうとしている、奥山町長以下三役の姿勢はですね、私は納得できないものであります。

引本の問題があったとしても、この人間の生存権にかかわるような問題を、優先させるような予算には断じて反対するものであります。以上でございます。

川端龍雄議長

ほかに、原案に反対の討論をされる方はございませうか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

川端龍雄議長

以上で討論を終了します。

本件に対する各委員長の報告は可決するものであります。

お諮りします。

日程第22 議案第22号 平成21年度紀北町一般会計予算について、各委員長報告のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(多 数 挙 手)

川端龍雄議長

挙手多数です。

したがって、本案は各委員長報告のとおり、可決することに決定しました。

日程第23

川端龍雄議長

次に、日程第23 議案第23号 平成21年度紀北町国民健康保険事業特別会計予算を議題といたします。

討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

3番 近澤チヅル君。

3番 近澤チヅル議員

議案第23号 平成21年度紀北町国民健康保険事業特別会計予算の反対討論を行います。

平成21年度は、前年比で 7,542万 2,000円、約 2.9%増、収納率では前年比と同率の予算となっております。

しかし、平成18年度の国保料の値上げなどが滞納を生み、平成20年6月1日現在、国保世帯 3,648世帯に対して、滞納世帯数は 677、18.56%となっております。両隣の町、ちなみに大紀町は 7.4%、御浜町は15.3%です。このように高齢化の進む当町では、年金生活者など、生活弱者の方の比率が高く、さらに地場産業の低迷、水害、住民税の増税など、保険料が高過ぎて払えない世帯が年々多くなっております。

国民健康保険法第1条は、この法律は国民健康保険事業の健全な運営を確保し、もって社会保障及び国民保険の向上に寄与することを目的とすると、国保事業は社会保障制度であることを明記しております。

国や自治体がきちんと財政的に支えるのは当然のことです。国庫負担の削減などにより、政府管掌や共済などより、所得に占める保険料の割合が高くなっているのも国保料の現実であります。より国や自治体が公費を投入して、国民皆保険を維持することを求めます。

また、2000年4月から始まった資格証明書の発行、いわゆる保険証の取り上げは、命にかかわる重大な問題です。来年4月から中学生以下の子どもには、たとえ親の世帯が保険料を滞納

していても、保険料の取り上げは行わない、6ヵ月の短期証を発行するよう法律が改正されました。

また、保険証のない方でも医療にかかる必要があるときは、保険証を発行するよう国の通知で指摘が国会においてされたところです。資格証明書の発行は、特別の事情の有無の調査を徹底し、発行はやめるよう強く求めます。

高い国保料、1世帯1万円の引き下げ、国においても1人1万円の引き下げを要望して、反対討論といたします。議員各位の賛同を求め、終わります。

川端龍雄議長

次に、原案に賛成者の発言を許します。

(「なし」と呼ぶ者あり)

川端龍雄議長

原案に反対者の発言を許します。

(「なし」と呼ぶ者あり)

川端龍雄議長

これで討論を終了し、採決いたします。

本件に対する委員長の報告は可決するものであります。

お諮りします。

日程第23 議案第23号 平成21年度紀北町国民健康保険事業特別会計予算について、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(多 数 挙 手)

川端龍雄議長

挙手多数です。

したがって、本案は委員長報告のとおり、可決することに決定しました。

日程第24

川端龍雄議長

次に、日程第24 議案第24号 平成21年度紀北町老人保健特別会計予算を議題といたします。

討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

(「なし」と呼ぶ者あり)

川端龍雄議長

次に、原案に賛成者の発言を許します。

(「なし」と呼ぶ者あり)

川端龍雄議長

これで討論を終了し、採決いたします。

本件に対する委員長の報告は可決とするものであります。

お諮りします。

日程第24 議案第24号 平成21年度紀北町老人保健特別会計予算について、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(全 員 挙 手)

川端龍雄議長

挙手全員です。

したがって、本案は委員長報告のとおり、可決とすることに決定しました。

日程第25

川端龍雄議長

次に、日程第25 議案第25号 平成21年度紀北町後期高齢者医療特別会計予算を議題といたします。

討論を行います。

原案に反対者の発言を許します。

(「なし」と呼ぶ者あり)

川端龍雄議長

原案に賛成者の発言を許します。

(「なし」と呼ぶ者あり)

川端龍雄議長

これで討論を終了し、採決いたします。

本件に対する委員長の報告は可決とするものであります。

お諮りします。

日程第25 議案第25号 平成21年度紀北町後期高齢者医療特別会計予算について、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(多 数 挙 手)

川端龍雄議長

挙手多数です。

したがって、本案は委員長報告のとおり、可決とすることに決定しました。

日程第26

川端龍雄議長

次に、日程第26 議案第26号 平成21年度紀北町介護サービス事業特別会計予算を議題といたします。

討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

(「なし」と呼ぶ者あり)

川端龍雄議長

次に、原案に賛成者の発言を許します。

12番 平野隆久君。

12番 平野隆久議員

議案第26号 平成21年度紀北町介護サービス事業特別会計予算に対しての賛成の立場で討論を行います。

この当初予算には、一般管理費の需用費に、工事請負費として当直室の増築、給食厨房の改修等の560万円、備品購入費として特殊浴槽の1,000万円が計上されております。当議会において民間委託を前提として、今年8月に公募し、来年4月に民間経営に移管するとの新聞報道

の真偽を問い質したところ、その問いがあったのち、初めて新聞報道されたことについては、決定されたものではなく、今後、議会と協議を重ねたうえで、決定されていくことであり、もし民間委託となっても、まだ何年かはかかる。今回の予算計上はその間において、不備を生じるための予算計上であると答弁されました。

しかし、本来、こちらが新聞報道の真偽を問い質したあと、こういった答弁をされるのではなく、新聞報道の真偽を問われる前に、これらの説明が今議会の冒頭に報告があってしかるべきであると考えます。もし仮に、こちらが新聞報道の真偽を問い質さなければ、町長はそのときの答弁で、漏れたと発した言葉が本当であるとしたら、あの新聞報道のとおり事が進み、1年後に民間委託されるとわかっている施設に、1,560万円が措置されたのではないかと思えてきて当然だと思います。このようなことであれば、この予算に賛成しかねます。

しかし、今回、町長は民間委託が良いかどうかを含め、今後、議会と協議しながら検討していく、そのためには何年かかかるので、この予算措置をしたとの答弁をいただきましたので、その町長の答弁を受け、今回、議案第26号 平成21年度紀北町介護サービス事業特別会計予算に賛成とさせていただきます。

川端龍雄議長

ほかに、賛成討論される方はございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

川端龍雄議長

これで討論を終了し、採決いたします。

本件に対する委員長の報告は可決とするものであります。

お諮りします。

日程第26 議案第26号 平成21年度紀北町介護サービス事業特別会計予算について、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(多 数 挙 手)

川端龍雄議長

挙手多数です。

したがって、本案は委員長報告のとおり、可決とすることに決定しました。

日程第27

川端龍雄議長

次に、日程第27 議案第27号 平成21年度紀北町水道事業会計予算を議題といたします。
討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

(「なし」と呼ぶ者あり)

川端龍雄議長

次に、原案に賛成者の発言を許します。

(「なし」と呼ぶ者あり)

川端龍雄議長

これで討論を終了し、採決いたします。

本件に対する委員長の報告は可決とするものであります。

お諮りします。

日程第27 議案第27号 平成21年度紀北町水道事業会計予算について、委員長報告のとおり
決定することに賛成の方は挙手願います。

(多 数 挙 手)

川端龍雄議長

挙手多数です。

したがって、本案は委員長報告のとおり、可決とすることに決定しました。

日程第28

川端龍雄議長

次に、日程第28 議案第28号 平成20年度紀北町一般会計補正予算(第5号)を議題といた
します。

討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

(「なし」と呼ぶ者あり)

川端龍雄議長

次に、原案に賛成者の発言を許します。

10番 岩見雅夫君。

10番 岩見雅夫議員

議案第28号 平成20年度紀北町一般会計補正予算(第5号)について、私の立場を申し上げ、賛成討論を行います。

この議案は、非常に全国的にも注目された問題の議案であります。私は国の補正予算が成立したからといって、この定額給付金に対する評価が変わるわけではありません。国民の8割近くの圧倒的多数の人たちが反対をし、政権与党の総選挙対策だと批判をされ、消費税増税とセットで施策化が検討されたこともありまして、この財源と言われた2兆円は、今、全国的にも緊急を要する雇用や、あるいは社会保障などに有効に使うべきだと主張してきたのは、正しく、かつ当然の立場であります。

しかし、国会で予算と関連の財源法が成立をし、国民一人ひとりに定額給付金を受ける権利が生じました。この給付金を受ける権利を行使するかどうか、これは当然国民の皆さんの意思によって決めるべき問題だと考えます。

自治体において、その選択権を奪うべきではありません。私は本議案に対し、そもそも提案にあたって批判すべき見地を持っておりますけれども、住民の権利を保障し、支給事務の遂行も妨げないという、そういう住民本位の立場から、本議案に賛成するものであります。

以上で、私の賛成討論といたします。

川端龍雄議長

ほかに、原案に賛成討論される方はございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

川端龍雄議長

これで討論を終了し、採決いたします。

本件に対する各委員長の報告は可決とするものであります。

お諮りします。

日程第28 議案第28号 平成20年度紀北町一般会計補正予算(第5号)について、各委員長報告のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(全 員 挙 手)

川端龍雄議長

挙手全員です。

したがって、本案は各委員長報告のとおり、可決することに決定しました。

(「議事進行」と呼ぶ者あり)

川端龍雄議長

入江康仁君。

11番 入江康仁議員

議長、これ議事を進行するために、私言わなかって今まで待ったわけですが、さきほどこの議案のですね、採決、討論するとき、議長は全員賛成ということの中で、私指示して北村議員挙げてないよというときに、あなたは議員に対してもっと早く手を挙げてくださいと、こうあんた指摘しましたわね。それは議長、私は反対やと思うんさ。あなたは議員が挙げてないのを見落として、賛成多数と言わなければならないのを、全員賛成と言うておってね、あなたの見落としでしょう、それは。

これは議長、私はあなた、もうやさしく言えと言っておるから、私もやさしく言いますが、あなたの怠慢があなたが読むもの読んでね、ただ議事を進行していただくだけの議長になりかねんですよ。そしてあんた議長権限と言うことを今初めて、間違っただけの権限を議員に押し付けるようなことになるでしょう。あなたの間違いを議員に押し付けておるんですよ。そういうような議長の差配ということは、やはり議長、ものを考えてやっていただかならん。私はこれを言うておるわけです。今回はやさしく言えよと言われたから、やさしく言います。あなたも笑って、だから一回これはね、議員に対してのやはり謝罪も必要やと。けじめとして、一回それをちゃんとしてから議事を進めてください。

川端龍雄議長

注意するとともに、一言言わせてもらいます。委員長、これは委員長のあれでしたね。委員長の総務財政委員長の可決したのやったので、委員長が反対することはないやろというような感じで私はものを言いましたもので、これは。

11番 入江康仁議員

議長、そういうことは関係なく、採決、討論の挙手をしたときは、あなたは挙手を確認せなあかん、議長としての。これはどういう形の中でね、それは個々の議員の個々の考えで、いつ反対に回るかわからんから、それはあなたの憶測だけでしょう。

しかし、議事の中で賛成挙手を確認するのは、あなたの義務でしょう。それを怠ったという

ことをあなたはそういう言い訳をしないで、認めるべきは認めて、きちんと誤りは誰でもあるんだから、私は責めないです。ただ、それだけをきちんとしてくださいよというだけだから、一応謝っておいて、議事を進めてくださいということなん。

川端龍雄議長

わかりました。

川端龍雄議長

本日、議員から追加議案の提出がありましたので、議案等の配布をいたします。

その場でお待ちください。

(議 案 の 配 布)

川端龍雄議長

よろしい、配布漏れありませんね。

お諮りします。

本日、中村健之君ほか4名の者から発議案が提出されました。

これに日程に追加し、追加日程第1として議題といたしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

川端龍雄議長

異議なしと認めます。

したがって、発議第2号を日程に追加し、追加日程第1として議題とすることに決定しました。

追加日程第1

川端龍雄議長

追加日程第1 発議第2号 地域活性化調査研究特別委員会の設置に関する決議を議題といたします。

提案者より提案の趣旨説明を求めます。

中村健之君。

2番 中村健之議員

発議第2号

平成21年3月24日

紀北町議会議長 川 端 龍 雄 様

提出者	紀北町議会議員	中 村 健 之
賛成者	同 上	世 古 勝 彦
賛成者	同 上	平 野 倖 規
賛成者	同 上	玉 津 充
賛成者	同 上	家 崎 仁 行

地域活性化調査研究特別委員会の設置に関する決議

上記の議案を別紙のとおり地方自治法第112条及び会議規則第14条第2項の規定により提出します。

提案理由

米国発の金融危機が我が国の経済環境を根底から揺るがし、社会的にも大きな波及を広げているのは周知の通りです。もともと経済社会基盤がぜい弱な本町の町民生活に大きな影響を与えていることに鑑み、これからの時代を担う若者が地域の将来について希望を抱くことのできる活力ある地域社会を実現するため、町内の地域経済を支える産業の振興についての基本理念を明らかにしてその方向を示し、地域の特性に応じた産業の振興を効果的かつ計画的に推進することを目的として調査・研究のための特別委員会を設置するものである。

2枚目のペーパーをご覧ください。

地域活性化調査研究特別委員会の設置に関する決議

次のとおり地域活性化調査研究特別委員会を設置するものとする。

記

1. 名 称 地域活性化調査研究特別委員会
2. 設置の根拠 地方自治法第110条及び委員会条例第6条
3. 目 的 紀北町のまちづくりや活性化についての調査・研究
4. 委員の定数 21人（議長を除く）
5. 調査期限 平成21年12月定例会までとし閉会中もなお調査・研究を行うことができる。
6. 予算措置 既設の議会費の中で措置する

以上であります、議員諸兄の提案理由をよくご理解いただき、どうかご賛成いただきますよう、よろしく願いをいたします。

川端龍雄議長

以上で、提案の趣旨説明を終わります。

これから質疑を行います。

質疑される方はございませんか。

12番 平野隆久君。

12番 平野隆久議員

それでは、提出者に説明、ちょっと質疑をしたいんですけども、まず目的なんですけども、目的が紀北町のまちづくり活性化についての調査・研究となっております。提案理由として、その地域将来について希望を抱くことのできる活力ある地域社会等を書かれておるんですけども、特別委員会設置するにおいて、目的が少し大き過ぎるのじゃないか、もう少し具体的な目的というのが考えられなかったのか。

2点目なんですけど、委員の定数として21名、議長を除くとなるんですけども、ここはなぜ議長を除く21名、ほぼ全員ですよ。が必要だったのか。

あともう1点、調査期限なんですけども、これはこういう活性化については各議員、半永久的に考えていかなあかん課題だと思うんです。ところが今回、特別委員会を開いて、今年いっぱい、言うたら21年12月ですね、今年の。までの期限を切った調査・研究ということになっておるんですけども、なぜ今年いっぱい期限を切ったのか、期限なのか。

この3点について、答弁をお願いします。

川端龍雄議長

提案者 中村健之君。

2番 中村健之議員

お答えします。まず、1点目のですね、目的でございましたね。これにつきましては、特にですね、4年後に高速道路紀勢道が開通するというこの中で、やはりストロー現象等にならないように、そのインターチェンジからお客様が下りてくるような地域の産業、お客さんが来てくれてですね、寄って良かったというふうなこともはじめてですね、いかにお客さんが寄ってくれるような産業振興を起こすことに、我々は調査・研究をしようということですね、主にですよ。そういうふうな思いのもとで、立ち上げたいということでございます。

それから、2点目の委員の定数21名ということなんです、なぜかということですね、我

々議員定数が現在22名おるわけでございますので、この我々紀北町がこれから、さきほど言いました高速道路紀勢線のことだけではなく、将来に向けて活性化して町内が潤うということから鑑みますと、全員でこの特別委員会を組織するのが一番妥当でないかというふうに考えたわけでございます。

それから、その3点目の期限を21年の12月に切ったことはどうかという、ご質問だと思いますが、これはいわゆる暫定措置と言いますかね、21年の12月末というのは暫定措置的な考え方ですね、ここでもう、12月でぷっつり切ったという考えではございませんので、また21年の12月以降も継続してやっていきたいという気持ちはありますが、まずは21年の12月までというふうに切らしていただいたというのが、本意でございます。ご理解願いたいと思います。

川端龍雄議長

ほかに、中津畑正量君。

15番 中津畑正量議員

前者と全く同じなんですけど、ダブったところは答弁要りません。私の聞こうとするのは、あと9ヵ月ですね。この9ヵ月、あと引き続いてまた暫定的にこの9ヵ月なんだということなんですけど、その間にやっぱりこの目的を達成するためにですね、問題を絞り込まないと、活性化についての調査・研究というのは、本当に大きな問題ですもんで、例えば商店とか1次産業の活性化なのかという、そこら辺はもう少し縮めて、こういうことをやりたいというところがあるんでしょうかね。その点をちょっとお聞かせ願いたい。

川端龍雄議長

提案者 中村健之君。

2番 中村健之議員

そのことについてはですね、一番この委員会を立ち上げるについては、一番肝心な点だと思います。したがって、まず、農林漁業の第1次産業ですね、これをどうするかということも含めて、それから商工会がありますね、そういう方々とも連携しながら、また、専門の先生方を招へいしてですね、その活性化についての考え方をご教授願うということも考えておりますので、具体的なことにつきましては、そういうことを中心にですね、調査・研究をさせていただきたい。

また、視察等が必要な場合はですね、積極的にその予定を組んでやっていきたいというふうに考えております。以上でございます。

川端龍雄議長

他に質疑される方はございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

川端龍雄議長

以上で質疑を終わります。

次いで、討論を行います。

反対討論される方はございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

川端龍雄議長

賛成討論される方はございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

川端龍雄議長

以上で討論を終了し、採決いたします。

お諮りします。

中村健之君ほか4人から提出されました、地域活性化調査研究特別委員会の設置に関する決議のとおり、決定することに賛成の方、挙手願います。

(全 員 挙 手)

川端龍雄議長

確認します。挙手全員です。

したがって、中村健之君ほか4人から提出されました、地域活性化調査研究特別委員会の設置に関する決議については、可決することに決定しました。

川端龍雄議長

ここで、正副委員長の互選を行うため、暫時休憩します。

少しお待ちください。

(午後 4時 28分)

川端龍雄議長

休憩前に引き続き、会議を開きます。

(午後 4時 31分)

川端龍雄議長

報告します。

地域活性化調査研究特別委員会委員長に、中村健之君

副委員長に、谷 節夫君

が就任されました。

川端龍雄議長

これで本定例会に上程されました案件についての審議は、すべて終了しました。

これで会議を閉じます。

定例会を閉会するにあたり、奥山町長から発言の申し出を受けておりますので、許可いたします。

奥山町長。

奥山始郎町長

3月議会定例会の閉会にあたりまして、一言ご挨拶を申し上げます。

去る3月5日に開会されました本定例会では、本日まで終始熱心にご審議いただき、提案いたしました1件の人事案件と、追加議案を含め26議案につきまして、原案どおりご同意並びに可決をいただき、ありがとうございました。

さて、今日のように世界が100年に一度と言われております同時不況の様相を呈し、厳しい経済状況の中、国におきましてはさまざまな景気対策を打ち出しており、本町におきましても、本定例会で平成21年度当初予算や国の2次補正にかかる平成20年度補正予算につきまして、ご可決賜ったところでございますが、国の政策を有効に活用するとともに、限られた財源の中で、我々に何ができるのかを考え、不況の影響を最小限に抑えるような施策を展開してまいりたい

と考えております。

あと1週間で、新年度を迎えることとなりますが、住みよい紀北町に向かって、心新たに職員とともに一丸となって取り組んでまいり所存であります。

また、紀北町の山積する課題を早期に解決していくためには、議員の皆様には、より一層ご相談させていただかなければならない機会も多くなろうかと存じますので、これまで以上のご指導、ご鞭撻を賜りますようお願い申し上げますとともに、議員各位のますますのご活躍とご健勝をお祈り申し上げます、閉会にあたりましてのご挨拶とさせていただきます。

どうもありがとうございました。

川端龍雄議長

以上をもちまして、今期定例会の日程は全部終了しました。

閉会にあたりまして、一言ご挨拶を申し上げます。

今期定例会は、3月5日開会以来、本日までの20日間にわたり、終始熱心に審議され、全議案の審議を終了して閉会の運びとなりましたこと、議長として厚くお礼を申し上げます。

奥山町長におかれましては、去る3月5日の本会議におきまして、平成21年度の施政方針を表明されましたが、第1次紀北町総合計画に掲げた本町理想像の実現を目指して、限られた財源の中で重点的な予算配分を行い、効率的な行政運営に特段のご配慮をなされ、町民福祉の向上のためより一層の努力をなされますことを、ご要望を申し上げます。

また、職員におかれましては、議会審議の過程で出された各議員等の意見を十分に尊重され、将来に向けた確かな町政発展のため、きめ細かなる対応をお願いするものであります。

なお、今期度限りで退職されます職員の皆様方におかれましては、長い間、本町発展のためご尽力をいただきまして、敬意と感謝を申し上げる次第であります。今後においても健康に留意をされますとともに、町民の立場でのご指導、ご協力をくださいますよう、お願い申し上げます。長い間、本当にご苦労さまでした。

最後になりましたが、今期定例会に賜りました議員、執行部並びに報道関係各位のご協力に対し、心より厚くお礼申し上げ、閉会にあたっての挨拶といたします。どうも有り難うございました。

これもちまして、平成21年3月紀北町議会定例会を閉会します。

どうも長い間、ご苦労さんでした。

(午後 4時 36分)

地方自治法第 123条第 2 項の規定により下記に署名する。

平成 21年 6月 9日

紀北町議会議長 川端龍雄

紀北町議会議員 松永征也

紀北町議会議員 垣内唯好